

【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票(令和元年度実施内容分)

局	総合政策局	課	ダイバーシティ推進課	事業番号	1111
事業概要 (PLAN)	<p>基本目標 1 男女の人権の尊重と暴力の根絶</p> <p>方針 1 男女を問わずあらゆる暴力の根絶と自立支援 重点方針 ○</p> <p>施策の方向 1 DV等の暴力を許さない社会づくり</p> <p>事業番号/事業名 1111 人権啓発事業</p> <p>事業内容 人権講演会、キャンペーン、啓発映画、FM あまがさきスポット放送等を実施し、女性の人権をはじめ、多様化する人権問題について正しく認識し、人権を尊重する感性や人権感覚が身に付くような事業展開に努める。</p> <p>令和元年度に 向けた 方向性 (PLAN) 【課題】 FMスポット放送を毎月第3月曜日から7日間1日3回実施しているが、より多くの市民に周知するため、時宜をとらえたテーマを選定し、多くの人に啓発を届ける必要である。人権問題啓発巡回映画については、地道な巡回活動は必要。 【今後の方向性】 31年度も引き続き、多様なテーマを扱い継続的に取り組む。</p>				
参考	関連する計画				
実施内容 (DO)	<p>※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。</p>				
令和元年度	<p>【FMスポット放送】(各1分)、放送時間(目安):【平日】9:25 15:25 18:15【土日】11:45 15:50 18:05 ※日によって放送時間は異なる 4月:人権擁護委員、5月:児童虐待、6月:女性の人権、7月:ホームレス、8月:性的マイノリティ、9月:障がい者の人権、10月:高齢者、11月:人権週間、12月:インターネット、1月:外国人、2月:同和問題、3月:刑を終えて ※「6月:女性の人権」では、DVを隠そうとする女性に対して電話で相談できることを伝えるシナリオを通して、女性へのDVやセクハラ、ストーカーは重大な人権侵害として「女性の人権ホットライン」の周知を行った。 【じんけんを考える市民のつどい】 市民の人権問題に対する正しい理解と認識を深め、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の啓発及び早期解決に向けて人権講演会を行っている。 【人権の花】 花の苗、花の種子、球根などを学生や児童等が協力し合って育てることを通じ、協力、感謝することの大切さを生きた教育として学び、生命の尊さを実感することの中で人権尊重思想を育み、情操をより豊かにすることを目的とし、中学校、小学校、幼稚園に花苗を配布した。 【人権問題啓発巡回映画会】 人権問題を正しく理解し、差別意識や偏見を解消するため、啓発映画の上映を行った。 ①6月5日(水)～11月29日(金)まで ②市内公民館等(35回) ③参加者数:883人</p>				
前年30年度	<p>【FMスポット放送】(各3分)、放送時間(目安):【平日】9:25 15:25 18:15【土日】11:45 15:50 18:05 ※日によって放送時間は異なる 4月:新年度、5月:子ども、6月:女性、7月:ホームレス、8月:外国人、9月:高齢者の人権、10月:障がい者の人権、11月:人権週間、12月:インターネット、1月:性的マイノリティ、2月:同和問題、3月:人身取引 【じんけんを考える市民のつどい】 目的:市民の人権問題に対する正しい理解と認識を深め、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の啓発及び早期解決に向けて実施している。 テーマ:「あきらめない心」 講師:伊藤 真波氏(日本初義手の看護師、北京・ロンドンパラリンピック競泳日本代表) 【人権の花】 目的:花の苗、花の種子、球根などを学生や児童等が協力し合って育てることを通じ、協力、感謝することの大切さを生きた教育として学び、生命の尊さを実感することの中で人権尊重思想を育み、情操をより豊かにすることを目的とする。(花苗:尼崎市の草花「ベコニア」) 中学校:小田、立花 小学校:中央、竹谷、長洲、武庫北、園和北 幼稚園:立花 【人権問題啓発巡回映画会】 映画「あした咲く」内容:「女性の人権」とともに輝ける社会をめざして ①6月1日(金)～11月30日(金)まで ②市内公民館等(32回) ③参加者数:818人</p>				
評価1	(CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか				
実施できた項目に ☑	<p>☑ 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。</p> <p>☑ 固定的な性別役割分担にとらわれずに実施したか。</p> <p>☑ 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓</p>				
を入れてください					
評価2	(CHECK) 数値目標				
目標項目					
目標・実績	目標値	達成年度	年度	30年度	元年度
実績の評価	☐	達成している	☐	下回った	備考
評価3	(CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容				
	男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について				
課題	(CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。				
今後の方向性	(ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。				
	令和2年度においては、新型コロナウイルス感染拡大による非常事態宣言が発令されるなどこれまで経験したことのない社会情勢を踏まえ、医療従事者やその家族に対する人権問題など、新たな視点での人権啓発に関する啓発をFMスポット放送、人権ポスター、ホームページ、市報など多様な媒体を活用して行っていく。				

【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票(令和元年度実施内容分)

局	総合政策局	課	ダイバーシティ推進課	事業番号	1112
事業概要	(PLAN)				
基本目標	1 男女の人権の尊重と暴力の根絶				
方針	1 男女を問わずあらゆる暴力の根絶と自立支援				重点方針 ○
施策の方向	1 DV等の暴力を許さない社会づくり				
事業番号/事業名	1112 人権教育・啓発推進事業				
事業内容	人権啓発推進員の会議や研修会において、同和問題をはじめとし、多様化する人権問題を取り上げ、学習することで、地域における市民の人権意識の高揚を図るためのリーダーを育成する。				
令和元年度に向けた方向性 (PLAN)	<p>【課題】</p> 研修会及び会議への出席率は減少傾向にあるため、推進員の積極的な参加を促すとともに、人権啓発推進リーダーやオピニオンリーダーへ周知し更なる連携をはかる。 <p>【今後の方向性】</p> 平成30年度から同事業を尼崎人権啓発協会へ事業委託し人権啓発活動を推進するために取り組んだ。引き続き多様な人権問題を扱った研修により、人権啓発活動を進める。				
参考	関連する計画				
実施内容 (DO)	※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。				
令和元年度	一人ひとりの人権が真に尊重される社会の実現に向け、全市的に人権啓発事業を展開し、人権問題の解決に向けた意見の提言、行動ができる人づくり、市民の人権意識の全市的な普及高揚を図ることを目的に実施。 ・人権啓発推進員研修会 10回/年 ・人権啓発推進員会議 4回/年 ・人権啓発推進員が地域の身近な啓発リーダーとしてより広く認知されるように、推進員の活動を市民にアピールするための「じんけん啓発推進員だより」を作成し、周知を図った。				
前年30年度	・人権啓発推進員研修会 12回/年 4/26「ジェンダー(社会的性差)意識はつくられる」(講師:人権啓発推進企画員・中川喜代子 推進員18人中受講者15人) 現代においても残る女性に対する社会的性差について学習と意見交換を行った。 ・人権啓発推進員会議 5回/年 2/14「子どもの権利条約と児童労働」(講師:人権啓発推進企画員・中川喜代子 推進員18人中受講者11人) 子どもの権利条約と児童労働について説明があり、子どもの虐待の定義や児童福祉法第25条にある通告義務について学習した。 ・人権啓発推進員が地域の身近な啓発リーダーとしてより広く認知されるように、推進員の活動を市民にアピールするための「じんけん啓発推進員だより」を作成し、周知を図った。				
評価1	(CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか				
実施できた項目に <input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとられずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。 文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓				
評価2	(CHECK) 数値目標				
目標項目					
目標・実績	目標値	達成年度	年度	30年度	元年度
実績の評価	<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考
評価3	(CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容				
	男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について				
課題	(CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。				
	研修会及び会議への出席率は減少傾向にある。				
今後の方向性	(ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。				
	当事業は公益社団法人尼崎人権啓発協会へ委託していることから、今後も更なる人権意識の高揚を図るため、引き続き多様な人権問題を扱うなど研修等のあり方について同協会と調整を行うとともに、人権啓発推進リーダーやオピニオンリーダーとの連携など、効果的な事業展開について検討を行う。				

【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票(令和元年度実施内容分)

局	総合政策局	課	ダイバーシティ推進課	事業番号	1113
事業概要 (PLAN)		評価1 (CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか			
基本目標	1 男女の人権の尊重と暴力の根絶				
方針	1 男女を問わずあらゆる暴力の根絶と自立支援			重点方針	○
施策の方向	1 DV等の暴力を許さない社会づくり				
事業番号/事業名	1113 配偶者等からの暴力等の女性に対するあらゆる暴力の問題についての啓発				
事業内容	女性に対するあらゆる暴力根絶のために講座を実施するとともに、被害者の回復プログラム等について分かりやすく情報提供を行う。				
令和元年度に向けた方向性 (PLAN)	【課題】【女性センター】「DV被害に遭った女性のための気づきと回復の講座&語り合い」は必要な人に届く広報と、受講後の的確な情報提供等のフォローが一人一人違い難しい。 【今後の方向性】【女性センター】・気づきと回復の講座は、緊張、フラッシュバック、さまざまな気持ちに揺り動くので、講座終了時には現実に戻るクロージングを丁寧に行っていく。職員が的確な情報提供に努める。またチラシの工夫、配暴センターや他の団体にも講座内容や参加後の効果を丁寧に説明することも含め、連携しながら今後とも積極的に取り組んでいく。 ・男女共同参画週間事業、フォーラム、DV週間などの強化週間に合わせて、広く市民の目に留まるギャラリー展やブックフェアを通じて根絶ための啓発に努める。				
参考	関連する計画				
実施内容 (DO)	※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。				
令和元年度	別紙参照	評価3 (CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容			
		男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について			
前年30年度	別紙参照	課題 (CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。			
		【女性センター】 「DV被害に遭った女性のための気づきと回復の講座&語り合い」は、コロナウイルス禍の中、講座が始まり、受講者に安心・安全な場所であることを伝えることを特に気を付けた。受講後の的確な情報提供等のフォローも、毎年受講生が違っていて難しい。			
		今後の方向性 (ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。			
		【女性センター】 ・気づきと回復の講座は、受講中に緊張、フラッシュバック等、気持ちが揺れ動くので、受講後のクロージングを丁寧に行い、的確な情報提供に努める。またDVセンターや他の団体に講座内容や効果を丁寧に説明して、連携しながら今後とも積極的に取り組んでいく。 ・男女共同参画週間事業、フォーラム、DV週間などの強化週間に合わせて、広く市民の目に留まるギャラリー展やブックフェアを企画して根絶ための啓発に努める。			

3 別紙

1113 別紙

実施内容	
令和元年度	<p>【女性センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「DV被害に遭った女性のための気づきと回復の講座 & 語り合い」全15回を開催。(講師:NPO法人フェミニストカウンセリング神戸・スタッフ、受講者のべ 187人、対象:DV被害に遭った女性) ・「デートDV予防啓発支援員養成セミナー」(講師:NPO法人レジリエンス、受講者39人) ・じんけんスタディツアー「ストップDV～DV加害者更生プログラムを知ろう～」(講師:伊田 広行、受講者数:77人) ・あまがさき女性フォーラム ワークショップ「フラワーデモ 性犯罪の無罪判決について考える」(講師:西部 智子、受講者数:28人) ・「デートDV防止セミナー出前講座事業」を実施。 <p>市内中学校7校、高校1校、市内大学2校、等にテレビエ職員を派遣 受講者のべ1,950人 ※若年層を対象としたデートDVの啓発)コロナウイルス感染拡大防止のため高校1校、中学1校、学習支援団体は中止</p> <p>園田学園女子大学地域連携として、園田学園女子大学の学生(12人)を対象に、通年30コマのなかで「DV・デートDV」などの講義を行った。</p> <p>地域連携事業として「ビバ! たちばなマナビバ」受講者:5人「みんなのサマーセミナー」受講者:9人にデート出前講座を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ギャラリー展で広く市民に啓発した。「デートDV防止～小さな悩み大きな支え～」 「パープルリボン女性に対する暴力をなくす運動」「性暴力被害者支援センターについて」「#Metoo #WithYouから、行動するフラワーデモへ!」 ・ブックフェア「デートDV予防」「DVと児童虐待について」 <p>【地域総合センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域総合センター今北 女性に対する暴力をなくす運動週間について南警察が説明 11月19日 ・地域総合センター南武庫之荘「『DV当事者が語る!』誰もが幸せになる社会づくりについて 千葉県野田市の小4女兒が死亡した事件について」(講師:野村 徳子)
前年30年度	<p>【女性センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「DV被害に遭った女性のための気づきと回復の講座 & 語り合い」全15回を開催。(講師:NPO法人フェミニストカウンセリング神戸・スタッフ、受講者のべ 102人、対象:DV被害に遭った女性) ・じんけんスタディツアー「子どもが性暴力被害に遭った時」(講師:田口奈緒、受講者数:46人) ・「デートDV防止セミナー出前講座事業」を実施。 <p>(市内中学校6校、高校1校、市内大学3校、学習支援団体等にテレビエ職員を派遣 受講者のべ1,745人 ※若年層を対象としたデートDVの啓発)</p> <p>園田学園女子大学地域連携として、園田学園女子大学の学生(16人)を対象に、通年30コマのなかで「DV・デートDV」などの講義を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ギャラリー展で広く市民に啓発した。「性暴力被害者支援センターについて」「デートDV防止カード・ポスター」 ・ブックフェア「パープルリボン 女性に対する暴力をなくす運動」 <p>・テレビ入り口のテレビで誰でも見れるようにあらゆる暴力根絶のためのDVDを上映</p>

3 別紙

【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票(令和元年度実施内容分)

局	総合政策局	課	ダイバーシティ推進課	事業番号	1114					
事業概要 (PLAN)		評価1 (CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか								
基本目標	1 男女の人権の尊重と暴力の根絶	実施できた項目に <input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとらわれずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。 文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓							
方針	1 男女を問わずあらゆる暴力の根絶と自立支援 重点方針 <input type="checkbox"/>									
施策の方向	1 DV等の暴力を許さない社会づくり									
事業番号/事業名	1114 DV・デートDV啓発講座の実施	を入れてください								
事業内容	教育委員会等と連携して、市内中学校・高校、地域団体・関係団体等に対して講座の実施や情報提供を行い、DV・デートDVについての啓発を行う。	評価2 (CHECK) 数値目標								
令和元年度に向けた方向性 (PLAN)	【課題】・依頼があつてはじめて実施できる事業のため、出前講座の周知に工夫が必要と考えている。 ・学校においては予算措置が難しい学校が多い。 ・デートDV防止セミナー出前講座は回数をかきね定着しつつあり、実施回数も増えてきた。現在は1人の講師で対応しているが、マンパワーが足りなくなることが予想されるため、今後回数を増やしていくためには、講師を養成する必要がある。 【今後の方向性】・出前講座の周知については、校長会と教頭会においても案内し、学校が事業計画をたてる2月頃に案内するとともに、新年度の5月にも改めて案内している。 ・予算措置が難しい学校が多いため、女性センターが無料で出前講座を行うことができるよう、指定管理者の委託事業とすることとする。 ・女性センターにおいて「デートDV予防啓発支援員養成セミナー」を開催し、支援員を育成する。	目標項目	DV・デートDV啓発のための講師派遣回数							
参考	関連する計画	実績・実績	目標値	年10回以上	達成年度	33年度	30年度	11回	元年度	10回
実施内容 (DO)	※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。		実績の評価	<input checked="" type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考	他に3回予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	
令和元年度	別紙参照	評価3 (CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の評価内容								
		(評価事項)		学校からの依頼に応じて実施している未成年者向けの「デートDV防止にむけ た啓発」については、予算措置の難しい学校の事情等を考慮して、令和2年度から指定管理業務として、女性センターが出前講座として実施できるよう改善したことを評価する。						
		男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について								
		課題 (CHECK)		※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。						
前年30年度	別紙参照	【女性センター】		・依頼があつてはじめて実施できる事業のため、出前講座の周知が必要な中、新型コロナウイルス感染拡大防止のため授業が限られた期間となり、今年度は特に開催日時設定が難しい。 ・デートDV防止セミナー出前講座は定着しつつあるが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため講師スキルアップ講座ができなかった。このためスキル統一に至らず、まだ複数講師養成には時間を要する。						
		今後の方向性 (ACTION)		※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。						
		【女性センター】		・デートDV防止セミナー出前講師のスキル統一をはかり、複数講師を養成する。 ・今年度より、女性センターから市内10か所をめぐりに出前講座が無料で開催できるようになり、今まで予算がなくデートDV予防啓発ができなかった学校に広報を強化していく。						

4 別紙

1114 別紙

実施内容	
令和元年度	<p>【女性センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○みんなのサマーセミナー2019「デートDVってなに？」受講者数:9人 ○「ビバ！たちばなマナビバ」受講者:5人 ○デートDV防止セミナー出前講座事業 <p>【内容】尼崎市女性センター・テレビエ「デートDV防止セミナー出前講座事業」「デートDV～お互いを大切にできる関係とは～」を使用した、生徒対象のデートDVの啓発講座、「なくそうDV！」PTA対象の啓発講座</p> <p>【講師】尼崎市女性センター・テレビエ 職員 【実績】市内中学校、高等学校、市内大学等にて実施 計1,950人</p> <ul style="list-style-type: none"> ①7月5日 尼崎市立武庫東中学校3年生・教職員 210人 ②7月10日 尼崎市立大庄北中学校3年生・教職員 180人 ③8月29日 尼崎市立武庫中学校2年生・教職員 120人 ④9月6日 尼崎市立園田東中学校3年生・教職員 225人 ⑤9月27日 尼崎市立大庄中学校3年生・教職員 230人 ⑥10月4日 尼崎市立小田北中学校3年生・教職員 150人 ⑦11月27日 大阪府立北千里高等学校1学年・教職員 370人 ⑧関西国際大学英語コミュニケーション学科・教職員 60人 ⑨関西国際大学教育福祉科・教職員 190人 ⑩尼崎市立中央中学校2年生・教職員 215人 <p>※他に、兵庫県立尼崎西高等学校、尼崎市立立花中学校、尼崎市学習支援中学生・高校生・担当職員を対象に実施予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○園田学園女子大学地域連携 園田学園女子大学の2回生12人を対象に、通年30コマのなかで「DV・デートDV」などの講義を行った。
前年30年度	<p>【女性センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○みんなのサマーセミナー2018「デートDVってなに？」(講師:岩田さやか、受講者数:51人) ○2018あまがさき女性フォーラム ワークショップ3 大学生といっしょに考えるデートDV防止セミナー(運営:園田学園女子大学2回生・岩田 さやか、受講者数:17人) ○デートDV防止セミナー出前講座事業 <p>【内容】尼崎市女性センター・テレビエ「デートDV防止セミナー出前講座事業」「デートDV～お互いを大切にできる関係とは～」を使用した、生徒対象のデートDVの啓発講座、「なくそうDV！」PTA対象の啓発講座</p> <p>【講師】尼崎市女性センター・テレビエ 職員 【30年度実績】尼崎市市内中学校、大学等にて実施 計1,745人</p> <ul style="list-style-type: none"> ①7月11日 尼崎市立大庄北中学校3年生・教職員 180人 ②9月14日 尼崎市立園田東中学校3年生・教職員 205人 ③10月5日 尼崎市立武庫中学校2年生・教職員 150人 ④11月20日 兵庫県警ストーカー対策 園田学女子短期大生活文化科 1年・教職員 45人 ⑤12月 5日 尼崎市立武庫東中学校3年生・教職員 220人 ⑥12月11日 関西国際大学英語コミュニケーション科・教職員55人 ⑦12月19日 尼崎市立琴ノ浦高等学校全学年・教職員350人 ⑧1月 17日 関西国際大学教育福祉科・教職員 160人 ⑨2月 1日 尼崎市立 尼崎市立小田北中学校・教職員 160人 ⑩2月 27日 尼崎市立中央中学校2年生・教職員 200人 ⑪3月 23日 学習支援団体・中学生・高校生・大学生・学習支援者20人 <p>* 中学校及び高校校長会において周知を行い、活用を促している</p> <ul style="list-style-type: none"> ○園田学園女子大学地域連携 園田学園女子大学の2回生16人を対象に、通年30コマのなかで「DV・デートDV」などの講義を行った。 ○女性センターの入り口のテレビでは誰でも見れるようにデートDV防止のためのDVDを定期的上映している。

4 別紙

【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票(令和元年度実施内容分)

局	教育委員会	課	学校教育課	事業番号	1115										
事業概要 (PLAN)	<p>基本目標 1 男女の人権の尊重と暴力の根絶</p> <p>方針 1 男女を問わずあらゆる暴力の根絶と自立支援 重点方針 ○</p> <p>施策の方向 1 DV等の暴力を許さない社会づくり</p> <p>事業番号/事業名 1115 デートDV防止に向けた啓発</p> <p>事業内容 ・県教委リーフレット『わたしもあなたも大切に～知ってほしい「デートDV」～』等を活用し、デートDV防止に向けた啓発を図る。・デートDVについて、教職員一人ひとりが他人の人権感覚を磨き、よりよい環境づくりに努め、相談できる機関の情報提供を行う。</p> <p>令和元年度に向けた方向性 (PLAN) 【課題】教育に係る人権課題は、複雑・多様化しており、各学校においては、各種の人権課題の対応に追われる機会が多い中で、いかにデートDV防止に向けた啓発を行っていくかが課題である。 【今後の方向性】各校の実情に応じて、適切に研修を計画するとともに、教育活動全般を通して、デートDVを含め、広く児童生徒の人権感覚を磨く取組を継続していく。</p>														
参考	関連する計画	評価1	<p>(CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか</p> <p>実施できた項目に <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとらわれずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓</p>												
実施内容 (DO)	<p>※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。</p>														
令和元年度	<p>・市立小・中・高等学校において、デートDV防止や男女の性差に関する内容の取組や啓発を行った(小学校23校/41校、中学校15校/18校、高等学校3校/3校)。 ・具体的な取組としては、女性センターの講師や産婦人科医による児童生徒向けの出前授業や地域や保護者も対象に含めた講演会、ポスター掲示などが挙げられる。 ・こころの教育推進事業で講演を行った講師一覧表を学校へ送付し、講師を紹介した。</p>	評価2	<p>(CHECK) 数値目標</p> <p>目標項目 デートDVの防止に向けた啓発を年1回以上取り組んだ市立中・高等学校の割合</p> <table border="1"> <tr> <td>目標・実績</td> <td>目標値</td> <td>100%</td> <td>達成年度</td> <td>33年度</td> <td>30年度</td> <td>90% 中学校:17/18校 高校:2/3校</td> <td>元年度</td> <td>85.7% 中学校:15/18校 高校:3/3校</td> </tr> </table>				目標・実績	目標値	100%	達成年度	33年度	30年度	90% 中学校:17/18校 高校:2/3校	元年度	85.7% 中学校:15/18校 高校:3/3校
目標・実績	目標値	100%	達成年度	33年度	30年度	90% 中学校:17/18校 高校:2/3校	元年度	85.7% 中学校:15/18校 高校:3/3校							
前年30年度	<p>・市立小・中・高等学校において、デートDV防止や男女の性差に関する内容の取組や啓発を行った(小学校21校/41校、中学校17校/18校、高等学校2校/3校)。 ・具体的な取組としては、女性センターの講師や産婦人科医による児童生徒向けの出前授業や地域や保護者も対象に含めた講演会、ポスター掲示などが挙げられる。 ・学校の取組について把握し、さらなる意識醸成が図れるよう、全校に対し新たに様式を工夫し、アンケートを実施した。</p>	実績の評価	<p><input type="checkbox"/> 達成している <input checked="" type="checkbox"/> 下回った <input type="checkbox"/> 備考</p>												
		評価3	<p>(CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容</p> <p>男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について</p>												
		課題	<p>(CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。</p>												
		今後の方向性	<p>(ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。</p>												
			<p>子どもたちへの啓発を行うにあたっては、各校の実情を踏まえながら、継続的な取組を行っていく。</p>												

【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票(令和元年度実施内容分)

局	総合政策局	課	ダイバーシティ推進課	事業番号	1116
評価1	(CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか				
実施できた項目に <input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとられずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。 文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓				
	を入れてください				
評価2	(CHECK) 数値目標				
目標項目					
目標・実績	目標値	達成年度	年度	30年度	元年度
実績の評価	<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考
評価3	(CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容				
令和元年度	男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について				
課題	(CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。				
DVに関係する部署が共に学ぶ場があれば、より連携が深まる。					
今後の方向性	(ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。				
今後とも、DV防止ネットワーク会議において関係所管課と連携し時宜に合った研修を実施していく。					

事業概要	(PLAN)				
基本目標	1 男女の人権の尊重と暴力の根絶				
方針	1 男女を問わずあらゆる暴力の根絶と自立支援				重点方針 <input type="checkbox"/>
施策の方向	1 DV等の暴力を許さない社会づくり				
事業番号/事業名	1116 関係諸機関による連携会議の開催				
事業内容	DV関係機関や支援団体が相互に連携し、被害者の保護から防止までの総合的な施策を推進するため、「尼崎市DV防止ネットワーク会議」を運営する。				
令和元年度に向けた方向性 (PLAN)	【課題】DV防止ネットワーク会議は構成機関が多く、全体的に共有したい課題や情報が議題になるため、例えば配偶者暴力相談支援センターと女性センターがどのように連携するべきかなど細かい具体的な話がしにくい部分があり、各機関・団体内の連携を強化しながら進めていくための工夫が必要である。 【今後の方向性】DV関係機関・団体が相互に連携し被害者支援がスムーズに行えるよう、DV防止ネットワーク会議の他、少数の団体・機関(配偶者暴力相談支援センターと女性センター、警察と女性センターなど)のみで具体的な連携の仕方などを話し合う場を適宜設ける等、顔の見える関係づくりに努める。				
参考	関連する計画				
実施内容 (DO)	※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。				
令和元年度	関係機関や支援団体が相互に連携し、被害者の保護・救済から防止までの総合的かつ効果的な施策を推進するため、平成15年に「尼崎市DV防止ネットワーク会議」を設置し、情報交換・連携を推進している。また、「尼崎市DV防止ネットワーク会議(実務者会議)」では、庁内の関係課による調整・連携を推進していく。 尼崎市DV防止ネットワーク会議 ○全体会 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 ○実務者会 1回開催 1月30日 第1部「第2次尼崎市配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画」実施状況調査についての協議、市民課窓口担当からの連絡についての情報共有 第2部「DVと児童虐待研修」研修(25名出席)(講師:友田 尋子、33名(他に尼崎市職員が14名受講)) ・29年度より、情報活用・公開担当を会議メンバーに追加し、マイナンバーの情報共有の強化を図ることとした。				
	DV防止ネットワーク会議としては位置付けていないが、DVについては、児童虐待と密接に関係していることから、関係する職員がDVと児童虐待について理解と知識を深める研修を実施したほか、女性センター、配偶者暴力相談支援センター、保健・福祉職員が連携を密にした被害者支援を行えるよう具体的な相談事例を踏まえた意見交換を行った。				
前年30年度	関係機関や支援団体が相互に連携し、被害者の保護・救済から防止までの総合的かつ効果的な施策を推進するため、平成15年に「尼崎市DV防止ネットワーク会議」を設置し、情報交換・連携を推進している。また、「尼崎市DV防止ネットワーク会議(実務者会議)」では、庁内の関係課による調整・連携を推進していく。 尼崎市DV防止ネットワーク会議 ○全体会 1回開催 平成31年3月18日 13人出席 ○実務者会 1回開催 平成31年2月14日 21人出席 内容:「第2次尼崎市配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画」素案についての協議、尼崎市保健福祉センター新設についての情報共有 ・29年度より、情報活用・公開担当を会議メンバーに追加し、マイナンバーの情報共有の強化を図ることとした。				
	DV防止ネットワーク会議としては位置付けていないが、配偶者暴力相談支援センターと女性センターの顔合わせを行い、具体的にどのように連携するか話し合った。				

【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票(令和元年度実施内容分)

局		こども青少年局	課	こども相談支援課	事業番号	1117										
事業概要 (PLAN)		評価1 (CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか														
基本目標	1 男女の人権の尊重と暴力の根絶	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとらわれずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。 文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓														
方針	1 男女を問わずあらゆる暴力の根絶と自立支援 重点方針 ○															
施策の方向	1 DV等の暴力を許さない社会づくり															
事業番号/事業名	1117 尼崎市要保護児童対策地域協議会の実施	<input checked="" type="checkbox"/> を入れてください														
事業内容	尼崎市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との情報交換・連携強化等を図り、虐待児童等要保護児童の早期発見・早期対応に努める	評価2 (CHECK) 数値目標														
令和元年度に向けた方向性 (PLAN)	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会の管理ケース数がかなり多くなっているため、新規ケースの計上時の見極めを定期的に実施するとともに、適切な時期に再評価を行う仕組みをつくる。 要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関との緊密な連携・協力のもと適切な支援に努める。 児童虐待の防止や早期発見・早期対応のために、関係機関職員の虐待発見の視点や対応レベルの向上に向けた研修会を開催する。 児童虐待の相談・通告先を周知し、児童虐待防止推進に対する市民の関心を高める啓発活動を継続して実施する。 	目標項目 目標・実績 <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標値</th> <th>達成年度</th> <th>年度</th> <th>30年度</th> <th>元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>達成している</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>下回った</td> <td>備考</td> </tr> </tbody> </table>					目標値	達成年度	年度	30年度	元年度	<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考
目標値	達成年度	年度	30年度	元年度												
<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考												
参考	関連する計画	実績の評価														
実施内容 (DO)		(CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容														
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> 1. 各会議体・研修会について 県と市が共通の認識をもって適切な支援等を行うため作成されたアセスメントシートを活用し、ケース計上の際の一助となるよう努めた。 【代表者会】(1回開催) 構成機関の内、47機関の民間団体・行政関係部局が要保護児童等対策全般について情報交換、施策の策定および機関連携のあり方および役割について協議を行った。 【拡大事務局】(1回開催) 7機関の行政関係部局構成機関が、協議会の運営方法や課題について協議・検討を行った。 【実務者会】(28回開催) 7機関の行政関係部局構成機関が、要保護児童等の情報交換・情報共有を図り、ケースの重症度や支援体制について協議を行った(24回開催)また、全地区で全件見直し会議を実施(4回開催)し、ケース計上している全ての児童の支援の再評価を行った。 【個別ケース検討会】(延べ391件について検討) ケースに関係する機関が重篤なケース、緊急性のあるケースについて、情報交換・情報共有を図り、具体的な支援方針等について協議を行った。 【研修会】(5回参加) 兵庫県西宮こども家庭センターの個別ケース検討会議に定期的に参加し、ケース処遇への対応方法について研修を行った。 2. 啓発事業について 子育てに関する相談窓口と児童虐待の通告先を周知するため、児童虐待防止推進月間(11月)にあわせ、啓発グッズを配付。また、出前講座を実施して児童虐待に関する知識と認識の向上を図った。 	評価3 男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について														
	<ul style="list-style-type: none"> 1. 各会議体・研修会について 【代表者会】(1回開催) 構成機関の内、45機関の民間団体・行政関係部局が要保護児童等対策全般について情報交換、施策の策定および機関連携のあり方および役割について協議を行った。 【拡大事務局】(1回開催) 7機関の行政関係部局構成機関が、協議会の運営方法や課題について協議・検討を行った。 【実務者会】(28回開催うち全件見直し会議4回) 7機関の行政関係部局構成機関が、要保護児童等の情報交換・情報共有を図り、ケースの重症度や支援体制について協議を行った。また、全地区で全件見直し会議を実施し、ケース計上している全ての児童の支援の再評価を行った。 【個別ケース検討会】(延べ283件について検討) ケースに関係する機関が重篤なケース、緊急性のあるケースについて、情報交換・情報共有を図り、具体的な支援方針等について協議を行った。 【研修会】(2回開催) 「児童虐待対応基礎研修」を開催し、専門家から知識を得た。 2. 啓発事業について 子育てに関する相談窓口と児童虐待の通告先を市民に周知するため、11月の児童虐待防止推進月間にあわせ、イベント会場等においてティッシュ等の啓発グッズを配付した。また民生児童委員や児童ホーム、こどもクラブの指導員等への出前講座を実施して児童虐待に関する知識と認識の向上を図った。 															
前年		課題 (CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・南北保健福祉センターから子ども育ち支援センター「いくしあ」に移動し、相談体制の充実を図ったが、今後は南北保健福祉センター内の関係部署との連携調整について検討する必要がある。 ・アセスメントシートを活用しケース計上を行っているが、アセスメントシートに関する調査や虐待への対応方法については、職員によって差があるため、全体的な対応レベルの向上が必要である。 ・依然、児童虐待の相談・通告件数が増加しており、今後も予防的な対応を図る必要がある。 														
30年度		今後の方向性 (ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、児童虐待についての相談対応を行いつつ、南北保健福祉センターを含む関係機関との連携体制や、迅速な市民対応が行えるような相談体制の検討も図る。 ・児童虐待に関する制度・知識だけでなく、児童CWの役割などの研修を行うなど、全体的なCWの資質向上を図る。 ・子どもの育ち支援センターでの総合相談窓口を含め、児童虐待に関する相談先などを広く市民に周知し、虐待につながるケースの予防を図る。 														

【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票(令和元年度実施内容分)

局	総合政策局	課	ダイバーシティ推進課	事業番号	1118
事業概要 (PLAN)	基本目標 1 男女の人権の尊重と暴力の根絶 方針 1 男女を問わずあらゆる暴力の根絶と自立支援 重点方針 ○ 施策の方向 1 DV等の暴力を許さない社会づくり 事業番号/事業名 1118 申出処理制度の運営 事業内容 男女共同参画社会づくりに関する施策や人権侵害行為などの申出について、申出処理委員の調査の結果を踏まえて、市が適切に対応する申出処理制度を運営する。 令和元年度に向けた方向性 (PLAN) 【課題】件数は少ないが、当制度を市として設けていることに意義があると考えている。機会をとらえて周知していく必要がある。【今後の方向性】今後も、男女共同参画に関する事業に併せて申出処理制度に関するブースを設けるなど制度の周知に努めるとともに、各所管において苦情の申出に対して適切に処理していく。				
参考	関連する計画				
実施内容 (DO)	※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。				
令和元年度	申出なし ○【参考】近隣自治体の男女共同参画(苦情)申出件数 兵庫県 29年度/0(0) 30年度/0(0) 1年度/0(0) 神戸市 29年度/0(0) 30年度/0(0) 1年度/0(0) 大阪府 29年度/1(1) 30年度/0(0) 1年度/0(0) 大阪市 29年度/0(0) 30年度/0(0) 1年度/0(0) ()内は、調査対象件数 元年度は申出処理制度のブースを女性フォーラムなどで設け周知をはかった。 【参考】申出処理制度としてではないが、市の施策について男女共同参画の視点で市民等から意見が寄せられた場合は、職員の意識啓発に繋がるとともに是正を行うなど適切な対応を行っている。				
前年30年度	申出なし ○【参考】近隣自治体の男女共同参画(苦情)申出件数 兵庫県 28年度/0(0) 29年度/0(0) 30年度/0(0) 神戸市 28年度/2(2) 29年度/0(0) 30年度/0(0) 大阪府 28年度/0(0) 29年度/1(1) 30年度/0(0) 大阪市 28年度/0(0) 29年度/0(0) 30年度/0(0) ()内は、調査対象件数 30年度は申出処理制度のブースを女性フォーラムや地域のイベントなどで設け周知をはかった。 【参考】申出処理制度としてではないが、市の施策について男女共同参画の視点で市民等から意見が寄せられた場合は、職員の意識啓発に繋がるとともに是正を行うなど適切な対応を行っている。				
評価1	(CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか				
実施できた項目に <input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとらわれずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓				
評価2	(CHECK) 数値目標				
目標項目					
目標・実績	目標値	達成年度	年度	30年度	元年度
実績の評価	<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考
評価3	(CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容				
	男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について				
課題	(CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。				
	申出の件数は少ないが、当制度を市として設けていることに意義があると考えており、周知していく必要がある。				
今後の方向性	(ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。				
	今後も、申出処理制度に関するブースを設けるなど機会をとらえて制度の周知に努めるとともに、各所管において苦情の申出に対して適切に処理していく。				

【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票(令和元年度実施内容分)

局	総合政策局	課	ダイバーシティ推進課	事業番号	1121
事業概要 (PLAN)	評価1 (CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか				
基本目標	1 男女の人権の尊重と暴力の根絶				
方針	1 男女を問わずあらゆる暴力の根絶と自立支援				重点方針 <input type="radio"/>
施策の方向	2 あらゆるハラスメント等の防止対策の推進				
事業番号/事業名	1121 事業所・地域におけるハラスメント防止対策				
事業内容	セクシュアル・ハラスメントをはじめとする様々なハラスメントの問題について、研修や啓発資料の提供により、地域等でのセクシュアル・ハラスメントの防止を図る。また、就労セミナーの場においても法律知識等の普及、啓発資料の提供を行いハラスメント防止のための啓発を図る。				
令和元年度に向けた方向性	<p>【課題】【しごと支援課】 平成30年度においては、ハラスメントに特化した研修等を3回実施し、ハラスメント防止のための啓発ができたが、企業人権同和教育合同研究会においては、同和問題をはじめとする様々な人権問題を限られた回数の研修会で実施しているため、ハラスメントに特化して啓発研修を毎年実施することが難しい。</p> <p>【女性センター】 あらゆる機会をとらえてハラスメントとは何か、気付きに繋がるような啓発が必要である。</p> <p>【今後の方向性】【しごと支援課】 アンケート調査を行うなど参加者ニーズを把握し、引き続き各種研修・講演会を実施するとともに、機会を捉えて各種団体への啓発に取り組む。</p> <p>【女性センター】 ・市民の目に留まるように、ギャラリーで、ハラスメント防止のための展示、情報資料室でブックフェアを行う。 ・ハラスメントについて理解を深めるため、啓発講座を開催していく。 ・すべてのセミナーで渡す情報ピックアップでハラスメント啓発について提供する。セミナー内で本を配架する。 ・今後も様々なハラスメントについての相談受付や啓発資料の収集・貸出を行い情報提供に努める。</p>				
参考	関連する計画				
実施内容	(DO)	※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。			
令和元年度	別紙参照	<p>評価3</p> <p>(CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容</p> <p>男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について</p>			
前年30年度	別紙参照	課題	(CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。		
		今後の方向性	(ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。		
			<p>【しごと支援課】 令和元年度においては、ハラスメントに特化した研修等を1回実施し、ハラスメント防止のための啓発ができたが、事業所におけるハラスメント防止のため、引き続き、ハラスメントに特化した啓発研修を実施する必要がある。</p> <p>【女性センター】 様々なハラスメントについて啓発が必要である。</p>		
			<p>【しごと支援課】 アンケート調査を行うなど参加者ニーズを把握し、引き続き各種研修・講演会を実施するとともに、機会を捉えて各種団体への啓発に取り組む。</p> <p>【女性センター】 ・様々なハラスメント防止のためのギャラリー展示、情報資料室でブックフェアを行う他、地域連携事業としても出向いて啓発活動を行う。 ・啓発講座を開催していく。 ・様々なハラスメントについての啓発資料の収集・貸出を行い情報提供に努める。</p>		

9 別紙

1121 別紙

実施内容	
令和元年度	<p>【しごと支援課】 ・本市が事務局を務める企業人権・同和教育合同研究会を通じて、ハラスメントに関する研修を実施した。 令和元年5月23日実施 幹事研修会 テーマ「メンタルヘルス(ラインケア)研修～風通しの良い職場づくり～」 講師 服部 正信 氏(株式会社インソース講師) 参加 37社75人</p> <p>【女性センター】 ・「女性のための悩み相談」1,914件(電話・面接・法律):セクハラ8件(電話・面接8件)、パワハラ13件(電話・面接12件、法律1件) 関係機関と連携を行いながら、相談者に情報提供、関係機関につなげ、防止対策や啓発を行っている。 ・「就労・起業相談」:相談者のべ77人、うちセクハラ1件、パワハラ1件 相談者に情報提供、関係機関につなげ、防止対策や啓発を行っている。 ・テレビエでの相談(女性のための悩み相談、法律相談、就労・企業相談)については、ハラスメント研修を受けた女性が担当。 ・情報資料室において図書、視聴覚資料等の啓発資料を収集し、閲覧、貸出。さまざまなハラスメント防止図書リストを館内で配布している。 ・就労セミナー実施時、情報資料室発行の情報ピックアップを配布し、就労に関する本だけでなく、ハラスメント啓発資料も含めて紹介している。 ・ブックフェア「女性の働き方」「デートDV予防」「DVと児童虐待について」 ・ギャラリー展「デートDV防止～小さな悩み大きな支え～」「パープルリボン女性に対する暴力をなくす運動」「性暴力被害者支援センターについて」「#Metoo #With Youから、行動するフラワーデモへ！」</p>
前年30年度	<p>【しごと支援課】 ・本市が事務局を務める企業人権・同和教育合同研究会を通じて、ハラスメントに関する研修を実施した。 平成30年11月16日実施 ぐるーぶ研修会(講座・ワークショップ) テーマ「仕事と生活の調和を図るための～職場の3大ハラスメント防止対策～」 講師 ひょうご仕事と生活センター外部相談員、社会保険労務士 辻綜合事務所代表 辻 真吾 氏 参加 17社28人 平成30年12月7日実施 DVD観賞 「ハラスメントを生まないコミュニケーション」 参加19社34人 平成31年1月18日実施 DVD鑑賞 「見過ごしていませんか性的少数者(LGBT)へのセクシュアルハラスメント」 参加15社29人 新春人権研修会(講座) テーマ「LGBTとともに歩む社会の実現に向けて」</p> <p>【女性センター】 ・「女性のための悩み相談」1,724件(電話・面接・法律):セクハラ17件(電話6件、面接10件、法律1件)、パワハラ14件(電話9件、面接5件、法律0件) 関係機関と連携を行いながら、相談者に情報提供、関係機関につなげ、防止対策や啓発を行っている。 ・「就労・起業相談」:相談者のべ70人、うちセクハラ1件、パワハラ3件 相談者に情報提供、関係機関につなげ、防止対策や啓発を行っている。 ・テレビエでの相談(女性のための悩み相談、法律相談、就労・企業相談)については、ハラスメント研修を受けた女性が担当。 ・情報資料室において図書、視聴覚資料等の啓発資料を収集し、閲覧、貸出。さまざまなハラスメント防止図書リストを館内で配布している。ブックフェア「パープルリボン 女性に対する暴力をなくす運動」 ・就労セミナー教室内で、女性センター情報資料室発行の情報ピックアップを配布し紹介する本を配架している。情報ピックアップには就労に関する本だけでなく、ハラスメント啓発資料も含めている。 ・ギャラリー展で広く市民に啓発した。「パープルリボン 女性に対する暴力をなくす運動」「性暴力被害者支援センターについて」「セクシュアルハラスメントにNO」「#Metoo」 ・女性センター1階入り口にあるテレビで、ハラスメントについて理解を深めるDVDを上映。</p>

9 別紙

【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票(令和元年度実施内容分)

局	総務局	課	人事課	事業番号	1122
事業概要 (PLAN)	評価1 (CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか				
基本目標	1 男女の人権の尊重と暴力の根絶				
方針	1 男女を問わずあらゆる暴力の根絶と自立支援 重点方針 ○				
施策の方向	2 あらゆるハラスメント等の防止対策の推進				
事業番号/事業名	1122 市役所におけるハラスメント防止対策				
事業内容	ハラスメント防止策やハラスメント発生時の相談体制について、職員必携に掲載するとともに、職員研修やコンプライアンス推進週間において周知徹底、啓発を行い、未然防止を図る。				
令和元年度に向けた方向性 (PLAN)	【課題】 パワーハラスメントに関する相談が依然として多い状況にある。 【今後の方向性】 今後も継続して、研修やミーティング等を実施することによりパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントへの理解を深めることにより未然防止に努めていく。 なお、改正労働施策総合推進法により2020年にパワーハラスメントの対応が義務付けられたことを踏まえ、管理職向けの研修の実施や、相談窓口の更なる周知に取り組んでいく。				
参考	関連する計画				
実施内容 (DO)	※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。				
令和元年度	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、民間企業においては、パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等の新設等の強化措置が求められるようになったことを受け、コンプライアンス推進週間では「パワーハラスメントについて」をテーマとして研修を行った。 ・全部局の部長級・課長級の職員を対象に、外部講師を招いた「パワーハラスメント研修」を実施し、各所属において本研修の伝達研修を実施した。 (令和元年度) 【相談実績】 外部相談窓口3件(パワハラ3件)、内部相談窓口1件(パワハラ1件)				
前年30年度	・国において決定された「女性活躍加速のための重点方針2018」や「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について」において、「セクシュアル・ハラスメント防止に係る制度の周知・改善」等が盛り込まれたことを受け、コンプライアンス推進週間では「セクシュアルハラスメントについて」を研修テーマとして研修を行った。 ・全局部長級を対象に外部講師を招いた「セクシュアルハラスメント研修」を実施し、局内、部内の所属長に対して本研修の伝達研修を実施することで、セクシュアルハラスメントの防止についても再認識するきっかけとなった。 ・平成30年度において、パワーハラスメントに関する通報や相談が多く寄せられていたことから、各職場において「パワーハラスメントの防止について」の取り組みを行った。 (平成30年度) 【相談実績】 外部相談窓口1件(パワハラ1件)、内部相談窓口3件(パワハラ3件)				
	実施できた項目に <input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとられずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。 文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓			
	を入れてください				
	評価2 (CHECK) 数値目標				
	目標項目				
	目標・実績	目標値	達成年度	年度	30年度
	実績の評価	<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った
				備考	元年度
	評価3 (CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容				
	男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について				
	課題 (CHECK)	※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。			
	今後の方向性 (ACTION)	※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。			
		パワーハラスメントに関する相談件数は減少していない。 ハラスメント相談件数は昨年度と同数であるが、職場内でのコミュニケーションが希薄になっていることが原因と考えられる訴えも見受けられた。 今後も研修やミーティング等を継続して実施していくことによりハラスメントへの理解を深めるとともに、職場内において他者に対する言動に必要な注意を払うよう意識付けることでハラスメントの未然防止を図っていく。			

【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票(令和元年度実施内容分)

局	教育委員会事務局	課	職員課	事業番号	1123												
事業概要 (PLAN)	評価1 (CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか																
基本目標	1 男女の人権の尊重と暴力の根絶																
方針	1 男女を問わずあらゆる暴力の根絶と自立支援 重点方針 ○																
施策の方向	2 あらゆるハラスメント等の防止対策の推進																
事業番号/事業名	1123 教職員におけるハラスメント防止対策																
事業内容	学校・園におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等あらゆるハラスメントに関する防止のための指針等の活用を通して、未然防止策や相談窓口、処理方法等について周知を図るとともに、教職員一人ひとりが人権意識を磨くことによってハラスメントのない快適な職場環境づくりに努める。																
令和元年度に向けた方向性 (PLAN)	【課題】 あらゆるハラスメントについて教職員の認識を高めるためにも継続的な取組が必要である。 【今後の方向性】教職員自身が「綱紀粛清及び服務規律の確保(セクシャルハラスメント、わいせつ行為等の禁止、体罰、パワーハラスメントの防止及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止)」について周知徹底を図り、人権意識について高めることができるよう継続した取組を推進する必要がある。																
参考	関連する計画																
実施内容 (DO)	※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。																
令和元年度	<p>各学校・園に年3回、「綱紀粛正及び服務規律の確保(セクシャル・ハラスメント、わいせつ行為等の防止、パワー・ハラスメントの防止、及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止)について」を傳達した。</p> <p>「職場におけるセクシャル・ハラスメントの防止に関する指針」に基づき、各学校において、「教職員への服務規律研修」を実施し、セクシャル・ハラスメントの防止と発生時の対応(相談窓口の周知等)について周知を図った。また、新しく県から送付された「不祥事防止研修資料(自己点検チェックリスト)」を活用して研修の実施を依頼し、各校へ実施日時と実施内容の報告を依頼した。</p> <p>また、「パワー・ハラスメントの防止に向けた取扱指針」及び「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に関する指針」を用いての研修会や教職員の人権に対する知識、理解を深めるために各学校において人権研修を実施している</p> <p>さらに、職員課による全校訪問時に、セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどに関する相談担当者(管理職以外で男女1人ずつ)の設置を確認するとともに、相談担当者を定期的に教職員に周知するよう管理職に指導を行った。(市や県の校外における相談窓口も周知)</p> <p>今後も引き続き綱紀粛正の徹底に努める。</p>																
前年30年度	<p>各学校・園に年3回、「綱紀粛正及び服務規律の確保(セクシャル・ハラスメント、わいせつ行為等の防止、パワー・ハラスメントの防止、及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止)について」を傳達した。</p> <p>「職場におけるセクシャル・ハラスメントの防止に関する指針」に基づき、各学校において、「教職員への服務規律研修」を実施し、セクシャル・ハラスメントの防止と発生時の対応について周知を図った。</p> <p>また、「パワー・ハラスメントの防止に向けた取扱指針」及び「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に関する指針」を用いての研修会や教職員の人権に対する知識、理解を深めるために各学校において人権研修を実施している</p> <p>さらに、職員課による全校訪問時に、セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどに関する相談担当者(管理職以外で男女1人ずつ)の設置を確認するとともに、相談担当者を定期的に教職員に周知するよう管理職に指導を行った。</p> <p>今後も引き続き綱紀粛正の徹底に努める。</p>																
評価2 (CHECK) 数値目標	<table border="1"> <tr> <td>目標項目</td> <td>目標値</td> <td>達成年度</td> <td>年度</td> <td>30年度</td> <td>元年度</td> </tr> <tr> <td>実績の評価</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>達成している</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>下回った</td> <td>備考</td> </tr> </table>					目標項目	目標値	達成年度	年度	30年度	元年度	実績の評価	<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考
目標項目	目標値	達成年度	年度	30年度	元年度												
実績の評価	<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考												
評価3 (CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容	<p>男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について</p>																
課題 (CHECK)	※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。																
今後の方向性 (ACTION)	※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。																
備考	<p>・各校において研修は実施している。</p> <p>・校内外の被害等の相談場所の周知をより徹底し、より相談しやすく働きやすい職場づくりに貢献したい。</p> <p>・取り組みを実施しているとはいえ、令和元年度はハラスメントは無かったものの、多くの非違行為事案が発生したことから、今年度は一層の未然防止に努めたい。</p> <p>・各校に対して市教委として校長会や教頭会及び諸研修を通じて、予防の周知徹底をし続けることが大切である。また、研修において人権意識の醸成を継続することが大切である。(昨年度配布の阪神教育事務所作成のチェックリストを有効活用する)</p> <p>・各校における効率的な未然防止対策を他校へ紹介するなど、お互いに啓発し合えたらと考えている。</p>																

【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票(令和元年度実施内容分)

局	総合政策局	課	ダイバーシティ推進課	事業番号	1124
事業概要 (PLAN)	<p>基本目標 1 男女の人権の尊重と暴力の根絶</p> <p>方針 1 男女を問わずあらゆる暴力の根絶と自立支援 重点方針 ○</p> <p>施策の方向 2 あらゆるハラスメント等の防止対策の推進</p> <p>事業番号/事業名 1124 女性センターにおける相談の実施</p> <p>事業内容 あらゆるハラスメントに対して女性が抱える様々な問題について弁護士、フェミニストカウンセラーによる相談事業を実施する。</p> <p>令和元年度に向けた方向性 (PLAN) 【課題】ハラスメントを受けた人がひとりで抱え込まないように、相談に繋げるような働きかけが必要である。また、様々なハラスメントが認知されていくなかで、適切に相談をうけることができるよう相談員の研修を充実させる必要がある。 【今後の方向性】女性センターの相談リーフレットを市内公共施設に配架依頼し、周知に努めていくとともに、相談員へのスーパーバイズ研修などを今後も充実させていく。</p>				
参考	関連する計画				
実施内容 (DO)	<p>※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。</p>				
令和元年度	<p>○女性センターの相談員による相談(全体1,914件) 電話相談1,299件(水・金・土:10~12、13~16、18~20時) 面接相談 535件(火・木:10~12、13~16時、火・第3木:18~20時) 法律相談 80件(第1・2週の木:18~20時 第3土:14~16時) *うち、セクシュアル・ハラスメント8件(電話2件、面接6件、法律0件)、パワハラ13件(電話9件、面接3件、法律1件) ○就労・起業相談 相談者のべ77人 *うち、セクハラ1件、パワハラ1件 ○スーパーバイズ研修 日時 12月5日18:30~20:30 テーマ 女性センター・テレビエの相談事例から スーパーバイザー 川喜田 好恵 日本フェミニストカウンセラー学会 参加者 9人(NPO法人フェミニストカウンセリング神戸スタッフ、女性センタースタッフ) ○ケースカンファレンス 6月3日参加者:テレビエ相談員5人、11月8日参加者:テレビエ相談員5人 ○配偶者暴力相談支援センター、地域保健課、疾病対策課との懇談 2月14日実施 参加者:テレビエ相談員2人、配偶者暴力相談支援センター4人、地域保健課5人、疾病対策課1人との懇談</p>				
前年30年度	<p>○女性センターの相談員による相談(全体1,724) 電話相談1,109件(水・金・土:10~12、13~16、18~20時) 面接相談 507件(火・木:10~12、13~16時、火・第3木:18~20時) 法律相談 60件(第1・2週の木:18~20時 第3土:14~16時) *うち、セクシュアル・ハラスメント17件(電話6件、面接10件、法律1件)、パワハラ14件(電話9件、面接5件、法律0件) ○就労・起業相談 相談者のべ70人 *うち、セクハラ1件、パワハラ3件 ○スーパーバイズ研修 日時 2018年9月27日(木)18:30~20:30 テーマ 女性センター・テレビエの相談事例から スーパーバイザー 川喜田 好恵 日本フェミニストカウンセラー学会 参加者 8人(NPO法人フェミニストカウンセリング神戸スタッフ、女性センタースタッフ) ○ケースカンファレンス 2018年5月7日(月)参加者:テレビエ相談員5人、2018年12月3日(月)参加者:テレビエ相談員5人 ○配偶者暴力相談支援センター、地域保健課、疾病対策課との懇談 2019年1月31日(木)実施 参加者:テレビエ相談員4人、配偶者暴力相談支援センター4人、地域保健課4人、疾病対策課2人との懇談</p>				
評価1	(CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか				
実施できた項目に	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとられずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。 文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓				
を入れてください					
評価2	(CHECK) 数値目標				
目標項目					
目標・実績	目標値	達成年度	年度	30年度	元年度
実績の評価	<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考
評価3	(CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容				
	男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について				
課題	(CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。				
	ハラスメントを受けた人がひとりで抱え込まないように、情報提供と関係機関の連携は引き続き必要である。				
今後の方向性	(ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。				
	・女性センターの相談リーフレットを市内公共施設、連携先に配架依頼し、周知情報提供を依頼、また関係機関と連携を図っていく。 ・女性センター担当職員と相談員でケース検討、複数の相談員でケースカンファレンスやスーパーバイズを受けていく。				

【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票(令和元年度実施内容分)

局	課	所管課非公開	事業番号	1131			
事業概要 (PLAN)		評価1 (CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか					
基本目標	1 男女の人権の尊重と暴力の根絶	実施できた項目に <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとらわれずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓				
方針	1 男女を問わずあらゆる暴力の根絶と自立支援 重点方針 ○						
施策の方向	3 被害者に対する相談・保護の充実と自立支援						
事業番号/事業名	1131 DVセンターによる相談の実施	評価2 (CHECK) 数値目標					
事業内容	DVセンターによるDV等に係る相談・支援事業を実施する。	目標項目					
令和元年度に向けた方向性 (PLAN)	【課題】児童の面前での配偶者暴力が児童虐待にあたるといった認識が広がるなかで、配偶者暴力相談支援センターの相談件数は減少しているが、児童虐待が関連する案件については数多く確認できる状態にある。そのため、児童支援に携わる関係機関との一層の連携を進めていくことが必要になっている 【今後の方向性】DV被害者支援と子ども支援の双方に適切なアプローチが行えるよう、今後の情報共有の仕組みや、通報の方法、支援連携の進め方などを協議検討していく必要がある。児童虐待基礎研修をDV担当職員が受講して、要保護児童対策協議会の仕組みや児童虐待対応の基礎を学ぶなどして、資質向上に努める。さらに、児童虐待担当関係機関の配偶者暴力への意識を高めてもらうべく、連携協力して児童虐待やDVの早期発見・被害者支援に努める。	目標・実績	目標値	達成年度	年度	30年度	元年度
参考	関連する計画	実績の評価	<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考
実施内容 (DO)	※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。						
令和元年度	相談件数 859件(うち、配偶者からの暴力473件) 電話相談 448件(平日9時～17時30分) 来所相談 364件(平日9時～17時30分) 巡回・出張相談等 47件(平日9時～17時30分) 令和元年度は859件の相談のうち、兵庫県女性家庭センターに一時保護を行った件数は10件(うちDV5件)となっており、また別に民間シェルターで0件保護を行っています。同センターで一時保護を行った方への自立に向けた支援として、母子生活支援施設等への入所調整だけではなく、住宅支援を行ったケースが3件、女性家庭センター等と連携して心理支援を行ったケースが2件、経済的支援として生活保護や様々な手当での支援を行ったケースが4件あります。法テラスとの連携等、法的支援を行ったケースが3件あり、うちDV証明を発行したケースが2件、保護命令の助言・指導が1件となっております。 女性家庭センター退所後の行き先としては、母子生活支援施設1件、婦人寮0件、救護施設0件、住宅確保3件、親族宅2件、自宅帰宅1件、自己退所3件となっており、対象者は全て女性でした。	評価3 (CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容					
前年30年度	相談件数 979件(うち、配偶者からの暴力531件) 電話相談 557件(平日9時～17時30分) 来所相談 353件(平日9時～17時30分) 巡回・出張相談等 69件(平日9時～17時30分) 平成30年度は979件の相談のうち、兵庫県女性家庭センターに一時保護を行った件数は20件(うちDV14件)となっており、また別に民間シェルターで2件保護を行っています。同センターで一時保護を行った方への自立に向けた支援として、母子生活支援施設等への入所調整だけではなく、住宅支援を行ったケースが2件、女性家庭センター等と連携して心理支援を行ったケースが5件、経済的支援として生活保護や様々な手当での支援を行ったケースが4件あります。法テラスとの連携等、法的支援を行ったケースが7件あり、うちDV証明を発行したケースが2件、保護命令の助言・指導が1件となっております。 女性家庭センター退所後の行き先としては、母子生活支援施設4件、婦人寮1件、救護施設3件、住宅確保1件、親族宅4件、自宅帰宅5件、自己退所4件となっており、対象者は全て女性でした。	男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について					
		課題	(CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。				
		今後の方向性	(ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。				
		児童の面前での配偶者暴力が児童虐待にあたるといった認識が広がるなかで、警察での暴力認知件数の増加に伴い配偶者暴力相談支援センターの相談も増加傾向にある。児童支援に携わる関係機関との一層の連携を進めていくことが必要になっている 引き続き警察・教育関連の他機関との連携に努めるとともに、要保護児童対策協議会などの児童支援の枠組みに参加するなど、情報共有の機会の確保を図る					

【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票(令和元年度実施内容分)

局	総合政策局	課	ダイバーシティ推進課	事業番号	1132
評価1	(CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか				
実施できた項目に ☑ を入れてください	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとらわれずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。 文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓				
評価2	(CHECK) 数値目標				
目標項目					
目標・実績	目標値	達成年度	年度	30年度	元年度
実績の評価	<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考
評価3	(CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容				
	男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について				
課題	(CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。				
	・DVセンターの相談員や保健師などと顔の見える関係づくりのため交流会を行っているが、毎年、相談員や保健師は人事異動があるため、定期的な顔合わせをする必要がある。				
今後の方向性	(ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。				
	・今後とも、DVセンターの相談員・保健師と定期的な交流をもち、顔の見える関係で連携を強化しコロナ禍での女性の現状も踏まえた課題の共有や迅速で安全な支援を行う。 ・「女性の悩み相談」については相談員へのスーパーバイズ研修などを行い、相談員のケアやスキルアップを支援する。 ・「DV被害に遭った女性のための気づきと回復の講座&語り合い」は、重要な講座と考えており、今後も継続実施して、自立のための講座や個別相談などにつなげていく。 ・新型コロナウイルス感染症に伴う心理的な負担が増す中、コロナウイルスに伴うこころのケア電話相談を開始する。				

事業概要 (PLAN)					
基本目標	1 男女の人権の尊重と暴力の根絶				
方針	1 男女を問わずあらゆる暴力の根絶と自立支援				重点方針 ○
施策の方向	3 被害者に対する相談・保護の充実と自立支援				
事業番号/事業名	1132 女性センターにおける相談の実施				
事業内容	DVIに関する様々な問題について弁護士、フェミニストカウンセラーによる相談事業を実施する				
令和元年度に 向けた 方向性 (PLAN)	【課題】・30年度はDVIに関する相談について、配偶者暴力相談支援センターの相談員や地域の保健師などと顔の見える関係づくりのため交流会を行ったが、毎年、配偶者暴力相談支援センターの相談員や地域の保健師は人事異動があるため、定期的な顔合わせをする必要がある。 【今後の方向性】・今後とも、配偶者暴力相談支援センターの相談員や地域の保健師と定期的に顔合わせを行い連携を強化し迅速で安全な支援を行う。 ・「女性の悩み相談」については相談員へのスーパーバイズ研修などを行い、今後も充実させていく。 ・「DV被害に遭った女性のための気づきと回復の講座&語り合い」は、自主グループへの参加などにつながっている。有益な講座&語り合いと考えており、今後も継続実施していく。				
参考	関連する計画				
実施内容 (DO)	※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。				
令和元年度	○女性センターの相談員による相談(全体1,914件) 電話相談(水・金・土:10~12、13~16、18~20時) 1,299件、うちDV74件、デートDV7件 面接相談(火・木:10~12、13~16時、火・第3木:18~20時) 535件、うちDV92件、デートDV4件 法律相談(第1・2週の木:18~20時 第3土:14~16時) 80件、うちDV23件 ○「DV被害に遭った女性のための気づきと回復の講座&語り合い」開催。 講師:NPO法人フェミニストカウンセリング神戸・スタッフ、受講者のべ 187人、対象:DV被害に遭った女性 ○スーパーバイズ研修 日時 12月5日18:30~20:30 テーマ 女性センター・トレピエの相談事例から スーパーバイザー 川喜田 好恵 日本フェミニストカウンセラー学会 参加者 9人(NPO法人フェミニストカウンセリング神戸スタッフ、女性センタースタッフ) ○ケースカンファレンス 6月3日参加者:トレピエ相談員5人、11月8日参加者:トレピエ相談員5人 ○配偶者暴力相談支援センター、地域保健課、疾病対策課との懇談 2月14日実施 参加者:トレピエ相談員2人、配偶者暴力相談支援センター4人、地域保健課5人、疾病対策課1人との懇談				
前年 30 年度	○女性センターの相談員による相談(全体1,880) 電話相談(水・金・土:10~12、13~16、18~20時) 1,109件、うちDV75件、デートDV6件 面接相談(火・木:10~12、13~16時、火・第3木:18~20時) 556件、うちDV87件、デートDV4件 法律相談(第1・4週の木:18~20時 第3土:14~16時) 59件、うちDV11件 ○「DV被害に遭った女性のための気づきと回復の講座&語り合い」開催。 講師:NPO法人フェミニストカウンセリング神戸・スタッフ、受講者のべ 102人、対象:DV被害に遭った女性 ○スーパーバイズ研修 日時 2018年9月27日(木)18:30~20:30 テーマ 女性センター・トレピエの相談事例から スーパーバイザー 川喜田 好恵 日本フェミニストカウンセラー学会 参加者 8人(NPO法人フェミニストカウンセリング神戸スタッフ、女性センタースタッフ) ○ケースカンファレンス 2018年5月7日(月)参加者:トレピエ相談員5人、2018年12月3日(月)参加者:トレピエ相談員5人 ○配偶者暴力相談支援センター、地域保健課、疾病対策課との懇談 2019年1月31日(木)実施 参加者:トレピエ相談員4人、配偶者暴力相談支援センター4人、地域保健課4人、疾病対策課2人との懇談				

【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票(令和元年度実施内容分)

局	こども青少年課	課	こども福祉課	事業番号	1133										
事業概要 (PLAN)	基本目標 1 男女の人権の尊重と暴力の根絶 方針 1 男女を問わずあらゆる暴力の根絶と自立支援 重点方針 <input type="radio"/> 施策の方向 3 被害者に対する相談・保護の充実と自立支援														
事業番号/事業名	1133 母子父子自立支援員等による就労等の支援														
事業内容	母子家庭または父子家庭が抱える様々な悩みについて相談を受け、具体的に問題解決を図るとともに、弁護士と相談を行う特別相談事業を実施する。相談内容は、離婚前の養育費取得、離婚の取り決め方法、生活・就労相談等である。また、ハローワーク等関係機関と連携を図りながら、母子家庭の母または父子家庭の父の就労等の支援を行う。														
令和元年度に向けた方向性 (PLAN)	【課題】支援者の就労への要求が多様化しているため、支援者のニーズにあった支援が必要である。 【今後の方向性】引き続き、児童扶養手当新規請求時に未就労の者には、母子父子自立支援員による就労支援を行うとともに、同手当現況届受付時には、就労支援窓口を併設し就労相談を実施する。今後もハローワークと連携しながら一人ひとりのニーズにあった、就労支援を継続していく。														
参考	関連する計画														
実施内容 (DO)	※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。														
令和元年度	別紙参照	評価1 (CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか 実施できた項目に <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください <input checked="" type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとらわれずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓													
前年30年度	別紙参照	評価2 (CHECK) 数値目標 目標項目 目標・実績 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>目標値</th> <th>達成年度</th> <th>年度</th> <th>30年度</th> <th>元年度</th> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>達成している</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>下回った</td> <td>備考</td> </tr> </table> 実績の評価 <input type="checkbox"/> 達成している <input type="checkbox"/> 下回った 備考				目標値	達成年度	年度	30年度	元年度	<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考
目標値	達成年度	年度	30年度	元年度											
<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考											
		評価3 (CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容 男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について													
		課題	(CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。												
		支援者の就労への要求が多様化しているため、支援者のニーズにあった支援が必要である。													
		今後の方向性	(ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。												
		引き続き、児童扶養手当新規請求時に未就労の者には、母子父子自立支援員による就労支援を行うとともに、同手当現況届受付時には、就労支援窓口を併設し就労相談を実施する。今後もハローワークと連携しながら一人ひとりのニーズにあった、就労支援を継続していく。													

15 別紙

実施内容					
令和 元 年度	母子家庭相談受付件数	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	ひとり親家庭の自立を支援するために、母子父子自立支援員による生活相談や就労支援を進めている。中でも家庭紛争に係る相談については、相談者と同様、関係所管に状況を伝達しながらつないでおり、寄り添い型の支援を心掛けている。 なお、母子貸付金関係については、県への報告にあわせて、文書による郵送のみの償還の督促も含めていたが、平成30年度より、面談又は電話による場合のみ計上することとしたため、実績は減少した。
	生活一般関係	5,616	4,489	5,351	
	(うち家庭紛争)	3,454	2,605	1,923	
	(うち就労)	118	132	43	
	児童関係	528	474	403	
	経済的支援・生活援護	466	425	303	
	(うち、母子貸付金関係)	1,690	1,459	3,125	
		278	406	2,488	
	父子家庭相談受付件数	93	115	47	
	生活一般関係	36	56	23	
	(うち家庭紛争)	10	23	0	
	(うち就労)	8	2	6	
	児童関係	14	19	9	
	経済的支援・生活援護	43	40	15	
	(うち、父子貸付金関係)	7	2	0	
※1人が多岐にわたる内容について、複数回継続して相談することもあり、のべ相談件数を計上弁護士と相談を行う特別相談事業					
	特別相談件数	31	36	33	
前年 30 年度	母子家庭相談受付件数	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績	ひとり親家庭の自立を支援するために、母子父子自立支援員による生活相談や就労支援を進めている。中でも家庭紛争に係る相談については、相談者と同様、関係所管に状況を伝達しながらつないでおり、寄り添い型の支援を心掛けている。 なお、母子貸付金関係については、県への報告にあわせて、文書による郵送のみの償還の督促も含めていたが、平成30年度より、面談又は電話による場合のみ計上することとしたため、実績は減少した。
	生活一般関係	4,489	5,351	4,935	
	(うち家庭紛争)	2,605	1,923	1,818	
	(うち就労)	132	43	45	
	児童関係	474	403	338	
	経済的支援・生活援護	425	303	261	
	(うち、母子貸付金関係)	1,459	3,125	2,856	
		406	2,488	2,408	
	父子家庭相談受付件数	115	47	62	
	生活一般関係	56	23	39	
	(うち家庭紛争)	23	0	0	
	(うち就労)	2	6	4	
	児童関係	19	9	7	
	経済的支援・生活援護	40	15	16	
	(うち、父子貸付金関係)	2	0	0	
※1人が多岐にわたる内容について、複数回継続して相談することもあり、のべ相談件数を計上弁護士と相談を行う特別相談事業					
	特別相談件数	36	33	25	

【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票(令和元年度実施内容分)

局	都市整備局	課	住宅管理担当	事業番号	1134
事業概要	(PLAN)				
基本目標	1 男女の人権の尊重と暴力の根絶				
方針	1 男女を問わずあらゆる暴力の根絶と自立支援				重点方針 ○
施策の方向	3 被害者に対する相談・保護の充実と自立支援				
事業番号/ 事業名	1134 市営住宅への優先入居の実施(DV被害者世帯等)				
事業内容	DV被害者を含む2名以上の世帯に対しては、3戸以上募集を行う住宅について、募集戸数の2割を優先枠として、優先世帯のみで抽せんを行う。(抽せんに漏れた場合、一般抽せん枠で再度抽選) また、優先措置ではないが市営住宅には原則として単身申し込みができないところ、DV被害者単身世帯に対しては、単身向け住宅もしくは単身の申し込みが可能である住宅に応募することができる。				
令和元年度 に向けた 方向性 (PLAN)	【課題】 本事案の性質上、本市単独で事業を進めることは難しいと考えており、近隣他都市や兵庫県等との調整を図りながら進める必要がある。 【今後の方向性】 近隣他都市や兵庫県等の動向を見据え、本市の応募状況も踏まえながら、対応を検討していく必要がある。				
参考	関連する計画				
実施内容	(DO) ※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。				
令和 元 年度	事業内容 DV被害者を含む2名以上の世帯に対しては、3戸以上募集を行う住宅について、募集戸数の2割を優先枠として、優先世帯のみで抽せんを行う。(抽せんに漏れた場合、一般抽せん枠で再度抽せん) また、60歳以上の高齢者や障害者手帳をお持ちの方、生活保護を受けている方等のみ単身での申し込みが出来るところ、DV被害者単身世帯についても、単身の申し込みを可能としている(単身世帯の場合は優先枠無)。				
	DV被害者世帯の優先入居戸数について 募集戸数/264戸 2割優先の募集戸数/19戸 DV被害者世帯の応募数/1件(※あっせんの希望無し) DV被害者世帯の優先入居決定数/0件 年間での募集回数は2回で5月と11月に行っている。募集割れが発生した場合は、落選者のうち希望者に対してあっせんを行っている。これまでも、このあっせんにより入居決定したケースがある。				
前年 30 年度	事業内容 DV被害者を含む2名以上の世帯に対しては、3戸以上募集を行う住宅について、募集戸数の2割を優先枠として、優先世帯のみで抽せんを行う。(抽せんに漏れた場合、一般抽せん枠で再度抽せん) また、60歳以上の高齢者や障害者手帳をお持ちの方、生活保護を受けている方等のみ単身での申し込みが出来るところ、DV被害者単身世帯についても、単身の申し込みを可能としている(単身世帯の場合は優先枠無)。				
	DV被害者世帯の優先入居戸数について 募集戸数/204戸 2割優先の募集戸数/17戸 DV被害者世帯の応募数/0件 DV被害者世帯の優先入居決定数/0件 年間での募集回数は2回で5月と11月に行っている。募集割れが発生した場合は、落選者のうち希望者に対してあっせんを行っている。これまでも、このあっせんにより入居決定したケースがある。				
評価1	(CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか				
実施できた 項目に ☑ を入れてく ださい	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとられずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。 文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓				
	(CHECK) 数値目標				
目標項目					
目標・実績	目標値	達成 年度	年度 30年度	元年度	
実績の評価	<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考
評価3	(CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容				
	男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について				
課題	(CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。				
今後の方向性	(ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。				
	近隣都市や兵庫県等の動向を見据え、本市の応募状況も踏まえながら、対応を検討していく必要がある。				

【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票(令和元年度実施内容分)

局	総合政策局	課	ダイバーシティ推進課	事業番号	1211,1215			
事業概要 (PLAN)	評価1 (CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか							
基本目標	1 男女の人権の尊重と暴力の根絶							
方針	2 国籍にとらわれない人権の尊重				重点方針			
施策の方向	1 国籍にとらわれない人権の尊重							
事業番号/事業名	1211 外国籍市民に対する情報提供のための支援 1215 多文化共生推進事業							
事業内容	日本語のわからない外国籍市民が市役所に来庁した際、外国語のできる職員を応援派遣し、外国籍市民との意思疎通の円滑化を支援する。							
令和元年度に向けた方向性 (PLAN)	【課題】【文化振興担当】登録者の減少・勤務時間中での対応による本来業務との調整、庁舎の分散等によるもの。 【ダイバーシティ推進課】入管法の改正により外国籍住民の増加が見込まれる。 【今後の方向性】【文化振興担当】翻訳機(ポケットーク)の活用を優先し、平成30年度の実績件数、登録者数の減少から職員による応援派遣制度を今後は廃止する方向とする。 【ダイバーシティ推進課】行政窓口における多言語対応策の検討を行っていく。							
参考	関連する計画							
実施内容 (DO)	※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。							
令和元年度	【ダイバーシティ推進課】 入管法改正に伴い、今後益々外国籍住民の増加が見込まれる中、多文化共生に向けた取組は喫緊の課題であることから、外国籍住民のニーズを把握するとともに、日本語教室の需要増等に対応するため、下記の取組を実施した。 ・「外国籍住民聞き取りアンケート」(97人)及び「外国籍住民わいわいトーク」(5人)を実施 ・尼崎市国際交流協会と地域総合センター今北と共催で、日本語教室及びボランティア養成講座を新たに実施 ・これまでの国際化の視点のみならず多文化共生に視点を置いた「多文化共生に係る庁内連携会議」を新たに設置 ・尼崎市に住む外国人の方や、これから尼崎市に住む予定の外国人の方の日常生活をサポートする情報を英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語で案内している「あまがさきスタートガイド」を市民課前に配架して、転入時に手にとってもらえるようにした。							
前年30年度	【文化振興担当】 「外国語のできる職員応援派遣制度」 市役所の各所属に日本語の分からない市民が訪れ、職員がその市民との間に意思疎通を図ることができない場合に、外国語のできる職員をその職場に応援派遣し、緊急的な対応を図ることを目的とする。 対応件数:計1件 中国語:1件(シティプロモーション事業担当嘱託員が担当) 登録者数:7人 英語:3人(1人はウルドゥー語と重複) 中国語:1人(シティプロモーション事業担当嘱託員以外の職員) 韓国語:1人 朝鮮語:1人 ウルドゥー語:1人(1人は英語と重複)							
	【ダイバーシティ推進課】 人権に関する外国人相談者に対応するため、「外国人相談者に係る通訳者派遣事業」(人権侵害に係る相談で事業所管課からの申請により派遣)の実施及び「翻訳機(ポケットーク)」の導入を行った。							
	評価2 (CHECK) 数値目標							
目標項目	外国語のできる職員応援派遣制度登録者数							
目標・実績	目標値	20人	達成年度	33年度	30年度	7人	元年度	-
実績の評価	<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考			
	評価3 (CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容							
	男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について							
	課題	(CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。						
	今後の方向性	(ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。						
	<ul style="list-style-type: none"> ・外国籍住民が行政へ相談しやすい環境を整備し、ニーズの把握を行うとともに、外国籍住民同士及び外国籍住民と日本人とが交流する場づくりが必要である。 ・日本語を学びたい外国籍住民の国籍、日本語能力等が多様化しており、日本語ボランティアのスキルアップが望まれる。 ・効果的に多文化共生施策を推進するには、関係部局間及び関係機関との連携強化が必要である。 							
	<ul style="list-style-type: none"> ・行政窓口の多言語対応策として電話通訳・テレビ通訳を導入する。 ・外国籍住民が交流できる場づくりや、市民を対象に「やさしい日本語講座」を実施する。 ・必要な情報が外国籍住民に届くよう、やさしい日本語の活用や、可能な限り多言語での情報発信に努める。 ・日本語ボランティアを対象に指導方法や外国籍住民への接し方等についてスキルアップするための講座を実施する。 ・多文化共生の必要性や意義について全庁的な啓発・連携強化を図るとともに、尼崎市国際交流協会等関係団体との連携を強化する。 							

【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票(令和元年度実施内容分)

事業概要 (PLAN)	
基本目標	1 男女の人権の尊重と暴力の根絶
方針	2 国籍にとらわれない人権の尊重 重点方針
施策の方向	1 国籍にとらわれない人権の尊重
事業番号/事業名	1212 外国語での広報等の推進
事業内容	エフエムあまがさきや市報等の広報において、外国語で提供するなど外国籍市民が理解しやすい情報発信を行う。(エフエムあまがさきは6か国語放送)
令和元年度に向けた方向性 (PLAN)	【課題】【広報課】市内には幅広い国籍の市民が住んでおり、居住者数の推移に留意する必要がある。 【ダイバーシティ推進課】多言語での直接の相談は無いが、引き続き相談機関の案内や情報提供を行っていくことが必要である。 【今後の方向性】【広報課】今後も「エフエムあまがさき」では、外国籍市民の居住者数をふまえ、英語、コリア語、中国語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語(ブラジルの公用語)で放送する。また、観光担当部署でクラウド型多言語サービスアプリも含めた導入が検討されており、市報あまがさきについても、同アプリを活用し多言語での情報発信が可能になるよう検討していく。 【ダイバーシティ推進課】引き続き相談機関の案内や情報提供を行っていく。
考参	関連する計画
実施内容 (DO)	※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。
令和元年度	【広報課】毎週月曜日から土曜日に、市の事業やイベントの情報、子育て支援情報(乳幼児健診のお知らせ、BCG接種等)、尼崎の魅力情報などを6か国語(中国語・コリア語・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語・英語)で紹介する外国語放送(AMAGASAKI TOWN GUIDE)(20分)を放送。 市報あまがさき令和2年1月号から、多言語翻訳・音声読み上げサービスアプリ「Catalog Pocket(カタログポケット)」を導入した。アプリ上で市報の内容を9か国語(英語、中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、韓国語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語)で配信。 【ダイバーシティ推進課】【女性センター】 多言語パンフレットを配架している ・兵庫県女性家庭センター作成「Freedom from Domestic Violence Open the Door」英語、フランス語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語 ・内閣府男女共同参画局作成「配偶者からの暴力の被害者へ」英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ロシア語、タガログ語、タイ語 ・兵庫県のホームページ「配偶者等からの暴力対策の推進」に掲載しているリーフレットを必要な方に渡すようにしている。英語、フランス語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語 ・あまがさきスタートガイド(英語、中国語、コリア語、ポルトガル語、ベトナム語)の配架 ・令和元年度、日本語以外の相談や問合せはなかった。
前年30年度	【広報課】毎週月曜日から土曜日に、市の事業やイベントの情報、子育て支援情報(乳幼児健診のお知らせ、BCG接種等)、尼崎の魅力情報などを6か国語(中国語・コリア語・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語・英語)で紹介する外国語放送(AMAGASAKI TOWN GUIDE)(20分)を放送。 【ダイバーシティ推進課】【女性センター】 多言語パンフレットを配架している ・兵庫県女性家庭センター作成「Freedom from Domestic Violence Open the Door」英語、フランス語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語 ・内閣府男女共同参画局作成「配偶者からの暴力の被害者へ」英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ロシア語、タガログ語、タイ語 ・兵庫県のホームページ「配偶者等からの暴力対策の推進」に掲載しているリーフレットを必要な方に渡すようにしている。英語、フランス語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語 ・あまがさきスタートガイド(英語、中国語、コリア語、ポルトガル語、ベトナム語)の配架 ・平成29年度、日本語以外の相談や問合せはなかった。

局	総合政策	課	広報課、ダイバーシティ推進課	事業番号	1212
評価1	(CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか				
実施できた項目に	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとらわれずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓				
を入れてください					
評価2	(CHECK) 数値目標				
目標項目					
目標・実績	目標値	達成年度	年度	30年度	元年度
実績の評価	<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考
評価3	(CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容				
	男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について				
課題	(CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。				
【広報課】	市内には幅広い国籍の市民が住んでおり、居住者数の推移に留意する必要がある。 【ダイバーシティ推進課】【女性センター】 入管法改正に伴い、今後益々外国籍住民の増加が見込まれることから、外国籍市民が理解できる広報の必要性が高まっている。				
今後の方向性	(ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。				
【広報課】	今後も「エフエムあまがさき」は外国人の市内居住者数をふまえ、英語、コリア語、中国語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語(ブラジルの公用語)で放送する。また、多言語翻訳・音声読み上げサービスアプリ「Catalog Pocket(カタログポケット)」が導入され、市報あまがさきについても、同アプリを活用し、外国籍市民への情報を発信していく。 【ダイバーシティ推進課】【女性センター】 多言語ややさしい日本語での情報発信について検討を行う。				

【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票(令和元年度実施内容分)

局	総合政策局	課	ダイバーシティ推進課	事業番号	1213
事業概要 (PLAN)	<p>基本目標 1 男女の人権の尊重と暴力の根絶</p> <p>方針 2 国籍にとられない人権の尊重 重点方針</p> <p>施策の方向 1 国籍にとられない人権の尊重</p> <p>事業番号/事業名 1213 人権啓発事業(再掲)</p> <p>事業内容 人権講演会、キャンペーン、啓発映画、FM あまがさきスポット放送等を実施し、女性の人権をはじめ、多様化する人権問題について正しく認識し、人権を尊重する感性や人権感覚が身に付くような事業展開に努める。</p> <p>令和元年度に向けた方向性 (PLAN) 【課題】FMスポット放送を毎月第3月曜日から7日間1日3回実施しているが、より多くの市民に周知するため、時宜に応じたテーマを選定し、市民の関心をひく必要がある。人権問題啓発巡回映画については、地道な巡回活動は必要。 【今後の方向性】31年度も引き続き、多様なテーマを扱い継続的に取り組む。</p>				
参考	関連する計画				
実施内容 (DO)	<p>※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。</p>				
令和元年度	<p>【FMスポット放送】(各1分)、放送時間(目安):【平日】9:25 15:25 18:15【土日】11:45 15:50 18:05 ※日によって放送時間は異なる 4月:人権擁護委員、5月:児童虐待、6月:女性の人権、7月:ホームレス、8月:性的マイノリティ、9月:障がい者の人権、10月:高齢者、11月:人権週間、12月:インターネット、1月:外国人、2月:同和問題、3月:刑を終えて ※1月:外国人では、日本に訪れる外国人が年々増加するなか、お互いの文化や生活習慣などの違いを知り、根拠のないうわさに惑わされないことを呼びかけた。 【じんけんを考える市民のつどい】 市民の人権問題に対する正しい理解と認識を深め、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の啓発及び早期解決に向けて人権講演会を行っている。 【人権の花】 花の苗、花の種子、球根などを学生や児童等が協力し合って育てることを通じ、協力、感謝することの大切さを生きた教育として学び、生命の尊さを実感すること中で人権尊重思想を育み、情操をより豊かにすることを目的とし、中学校、小学校、幼稚園に花苗を配布している。 【人権問題啓発巡回映画会】 人権問題を正しく理解し、差別意識や偏見を解消するため、啓発映画の上映を行った。 映画「多様性入門」内容:「外国人イノベーション」、「コミュニケーションの多様性」、「多様性尊重とは」 ①6月5日(水)～11月29日(金)まで ②市内公民館等(35回) ③参加者数:883人</p>				
前年30年度	<p>【FMスポット放送】(各3分)、放送時間(目安):【平日】9:25 15:25 18:15【土日】11:45 15:50 18:05 ※日によって放送時間は異なる 4月:新年度、5月:子ども、6月:女性、7月:ホームレス、8月:外国人、9月:高齢者の人権、10月:障がい者の人権、11月:人権週間、12月:インターネット、1月:性的マイノリティ、2月:同和問題、3月:人身取引 【じんけんを考える市民のつどい】 目的:市民の人権問題に対する正しい理解と認識を深め、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の啓発及び早期解決に向けて実施している。 テーマ:「あきらめない心」 講師:伊藤 真波氏(日本初義手の看護師、北京・ロンドンパラリンピック競泳日本代表) 【人権の花】 目的:花の苗、花の種子、球根などを学生や児童等が協力し合って育てることを通じ、協力、感謝することの大切さを生きた教育として学び、生命の尊さを実感すること中で人権尊重思想を育み、情操をより豊かにすることを目的とする。(花苗:尼崎市の草花「ベコニア」) 中学校:小田、立花 小学校:中央、竹谷、長洲、武庫北、園和北 幼稚園:立花 【人権問題啓発巡回映画会】 映画「あした咲く」内容:「女性の人権」とともに輝ける社会をめざして ①6月1日(金)～11月30日(金)まで ②市内公民館等(32回) ③参加者数:818人</p>				
評価1	(CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか				
実施できた項目に <input checked="" type="checkbox"/>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとられずに実施したか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓</p>				
評価2	(CHECK) 数値目標				
目標項目					
目標・実績	目標値	達成年度	年度	30年度	元年度
実績の評価	<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考
評価3	(CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容				
	男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について				
課題	(CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。				
今後の方向性	(ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。				
	令和2年度においては、新型コロナウイルス感染拡大による非常事態宣言が発令されるなどこれまで経験したことのない社会情勢を踏まえ、医療従事者やその家族に対する人権問題など、新たな視点での人権啓発に関する啓発をFMスポット放送、人権ポスター、ホームページ、市報など多様な媒体を活用して行っていく。				

【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票(令和元年度実施内容分)

局	総合政策局	課	ダイバーシティ推進課	事業番号	1214												
事業概要 (PLAN)	<p>基本目標 1 男女の人権の尊重と暴力の根絶</p> <p>方針 2 国籍にとられない人権の尊重 重点方針</p> <p>施策の方向 1 国籍にとられない人権の尊重</p> <p>事業番号/事業名 1214 人権教育・啓発推進事業(再掲)</p> <p>事業内容 人権啓発推進員の会議や研修会において、同和問題をはじめとし、多様化する人権問題を取り上げ、学習することで、地域における市民の人権意識の高揚を図るためのリーダーを育成する。</p> <p>令和元年度に向けた方向性 (PLAN) 【課題】研修会及び会議への出席率は減少傾向にあるため、推進員の積極的な参加を促すとともに人権啓発推進リーダーやオピニオンリーダーへの周知更なる連携をはかる。 【今後の方向性】平成30年度から同事業を尼崎人権啓発協会へ事業委託し人権啓発活動を推進するために取り組んだ。引き続き多様な人権問題を扱った研修により人権啓発活動を進める。</p> <p>参考 関連する計画</p>																
実施内容 (DO)	<p>※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。</p>																
令和元年度	<p>一人ひとりの人権が真に尊重される社会の実現に向け、全市的に人権啓発事業を展開し、人権問題の解決に向けた意見の提言、行動ができる人づくり、市民の人権意識の全市的な普及高揚を図ることを目的に実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権啓発推進員研修会 10回/年 12/19「多文化共生を考える」(講師:人権啓発推進企画員・中尾由喜雄 推進員18人中受講者12人) 難民として日本にきた外国籍住民など、様々な理由で必要とされる夜間学校を題材に、多文化共生について学習と意見交換を行った。 人権啓発推進員会議 4回/年 人権啓発推進員が地域の身近な啓発リーダーとしてより広く認知されるように、推進員の活動を市民にアピールするための「じんけん啓発推進員だより」を作成し、周知を図った。 																
前年30年度	<ul style="list-style-type: none"> 人権啓発推進員研修会 12回/年 月に一度の研修会を通して、外国人等、人権についての学習を行った。 2月14日「子どもの権利条約と児童労働」をテーマに、カカオ生産地での児童労働の現状とノーベル文学賞を受賞したイギリスのカズオ・イシグロの「私を離さない」について学習した。 人権啓発推進員会議 5回/年 地域における人権啓発活動について協議を行った。 人権啓発推進員が地域の身近な啓発リーダーとしてより広く認知されるように、推進員の活動を市民にアピールするための「じんけん啓発推進員だより」を年2回発行し、周知を図った。 																
評価1	<p>(CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか</p> <p>実施できた項目に <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとられずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。(その他の特記事項) ↓ 																
評価2	<p>(CHECK) 数値目標</p> <p>目標項目</p> <table border="1"> <tr> <td>目標・実績</td> <td>目標値</td> <td>達成年度</td> <td>年度</td> <td>30年度</td> <td>元年度</td> </tr> <tr> <td>実績の評価</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>達成している</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>下回った</td> <td>備考</td> </tr> </table>					目標・実績	目標値	達成年度	年度	30年度	元年度	実績の評価	<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考
目標・実績	目標値	達成年度	年度	30年度	元年度												
実績の評価	<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考												
評価3	<p>(CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容</p> <p>男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について</p>																
課題	<p>(CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。</p>																
今後の方向性	<p>(ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。</p> <p>当事業は公益社団法人尼崎人権啓発協会へ委託していることから、今後も更なる人権意識の高揚を図るため、引き続き多様な人権問題を扱うなど研修等のあり方について同協会と調整を行うとともに、人権啓発推進リーダーやオピニオンリーダーとの連携など、効果的な事業展開について検討を行う。</p>																

【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票(令和元年度実施内容分)

局	総合政策局	課	ダイバーシティ推進課	事業番号	1215
事業概要 (PLAN)	基本目標 1 男女の人権の尊重と暴力の根絶 方針 2 国籍にとられない人権の尊重 重点方針 施策の方向 1 国籍にとられない人権の尊重 事業番号/事業名 1215 多文化共生推進事業 事業内容 外国籍住民の生活にかかわる実態調査を行い外国籍住民向けに情報提供ができる「あまがさきスタートガイド」を5か国語で作成し、公共施設に設置・配布するとともに、市のホームページで公開する。 令和元年度に向けた方向性 (PLAN) 【課題】「あまがさきスタートガイド」については、必要とする外国籍住民に届けられるよう、配布方法等の工夫が必要である。 【今後の方向性】「あまがさきスタートガイド」のさらに効果的な活用にむけて、レイアウトなどの修正を行う。配架先については、各生涯学習プラザや地域総合センターなどの公共施設のほか、市内に転入された方にまず手に取っていただけるよう市民課・各サービスセンターの窓口にはラックなどの設置を依頼するとともに、留学生などにも配布できるように市内の大学も配架先に加える。				
参考	関連する計画				
実施内容 (DO)	※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。				
令和元年度	※※※No.1211「外国籍市民に対する情報提供のための支援」に記載※※※				
前年30年度	—				
評価1	(CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか				
実施できた項目に <input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとられずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓				
評価2	(CHECK) 数値目標				
目標項目					
目標・実績	目標値	達成年度	年度	30年度	元年度
実績の評価	<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考
評価3	(CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容				
	男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について				
課題	(CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。				
今後の方向性	(ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。				

【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票(令和元年度実施内容分)

局	総合政策局、教育委員会	課	ダイバーシティ推進課、各地域課、学校教育課、学び支援課	事業番号	1311				
事業概要 (PLAN)	基本目標 1 男女の人権の尊重と暴力の根絶 方針 3 性の多様性に配慮した人権の尊重 重点方針 ○ 施策の方向 1 性の多様性に配慮した人権の尊重 事業番号/事業名 1311 性の多様性について理解を深めるための啓発 事業内容 性の多様性について理解を深めるため、講座や情報提供等により啓発を進める。								
令和元年度に向けた方向性 (PLAN)	【課題】【ダイバーシティ推進課】性の多様性について啓発を進めるとともに、さらに理解を深めるための施策も検討していく。 【学び支援課】今後とも「性の多様性」について理解を深めていく必要がある。 【学校教育課】性についての悩みを抱える児童生徒については、個別に丁寧な対応を要するため、保護者や関係機関との連携を密にした取組に助言をするとともに、情報提供に努める。 【生涯、学習！推進課】生涯学習プラザでは、幅広い分野を対象とした事業を実施しており、各種事業を企画する際に、男女共同参画の視点等を意識する必要がある。 【今後の方向性】【ダイバーシティ推進課】当事者を支援するための施策として、性的マイノリティ等の二人が、互いを人生のパートナーとすることを宣誓したことに対して、市として証明書を交付するパートナーシップ宣誓制度を導入する。 【学び支援課】引き続き、「性の多様性」についての理解を深める研修講座を実施し、啓発を進めていく。 【学校教育課】学校への聞き取りを継続して行い、事態把握に努める。 【生涯、学習！推進課】生涯学習プラザの各種事業について、男女共同参画の視点等を考慮して事業を実施していく。								
参考	関連する計画								
実施内容 (DO)	※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。								
令和元年度	別紙参照	評価1 (CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか <input checked="" type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとらわれずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓ を入れてください							
前年30年度	別紙参照	評価2 (CHECK) 数値目標 目標項目 性の多様性についての啓発講座実施数 目標・実績							
		目標値	年2講座以上	達成年度	33年度	30年度	3講座	元年度	7講座
		実績の評価	<input checked="" type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考		
		評価3 (CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容 男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について							
		課題	(CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。						
		【ダイバーシティ推進課】令和元年度にはパートナーシップ宣誓制度を導入し、さらに、尼崎市職員対象(係長級から部長級の全職員)に「性的マイノリティ人権研修」を実施したところであるが、さらに取り組みを進めていく必要がある。 【中央地域課】定期的に開催している(ハートフルシネマ)を今回は「性の多様性」について理解を深めることを目的に上映会を開催したが、参加者が少なく「性の多様性」についての意識が低いことが課題である。 【学校教育課】様々な人権課題がある中で、啓発を行う時間の確保が課題である。 【学び支援課】研修受講者のアンケートに、詳しく知らなかったという意見が多数見受けられた。							
		今後の方向性 (ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。							
		【ダイバーシティ推進課】性的マイノリティの孤立を防ぎ、当事者の悩みの軽減を促すための専用相談窓口の設置と居場所づくり事業の実施、また職員が性的マイノリティの学びを深めるためのサポートブック作成に取り組む。 【中央地域課】中央地域課が行う各種事業について、「性の多様性」について、理解を深められるような事業の企画・実施を行っていく。 【学校教育課】子どもたちへの啓発を行うにあたっては、各校の実情を踏まえながら、継続的な取組を行っていく。 【学び支援課】今後は、深い知識を身に付けてもらえるよう研修を実施していく必要がある。							

実施内容	
令和 元 年度	<p>【ダイバーシティ推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・尼崎市職員対象(係長級から部長級の全職員)に「性的マイノリティ人権研修」を実施した。1月7日午後、1月8日午前・午後、令和2年1月9日午前・午後 ・当事者を支援するための施策として、性的マイノリティ等の二人が、互いを人生のパートナーとすることを宣誓したことに対して、市として証明書を交付するパートナーシップ宣誓制度を導入した。 ・行政サービス等において、申請者より「パートナーシップ宣誓書受領証」の提示があった場合は、原則、「事実上、婚姻関係と同様の事業にある者」と同様の取扱いとする旨全庁周知を図った。 <p>(地域総合センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域総合センター上の島 広報誌3月号に「尼崎市でも『パートナーシップ宣誓制度』が始まりました」掲載。 ・地域総合センター塚口 広報誌3月号に「尼崎、『パートナーシップ宣誓制度』はじめました。」掲載。 ・地域総合センター神崎 広報誌2月号に「『パートナーシップ宣誓制度』はじまりました！」掲載。 <p>【中央地域課】</p> <p>人権問題市民啓発映画会(ハートフルシネマ) 多様性入門 11/20 受講者数:23人 (視点:「多様性」に関する正しい知識と意識を醸成することで人権意識の向上を図る)</p> <p>【生涯、学習！推進課】</p> <p>みんなの尼崎大学オープンキャンパス「オトコとオンナ～「らしさ」の呪いを解くために～」を開催。受講者数:93人</p> <p>【学び支援課】</p> <p>①教職員研修事業:「人権教育研修講座」の実施 日時:令和元年8月22日(木) 場所:教育総合センター テーマ:「あなたの身近にもいるLGBT ～男女やLGBTだけじゃない！性のあり方は十人十色～」 講師:井上 鈴佳 氏 受講者数:約72名</p> <p>【学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省作成の「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について(教職員向け)」及び兵庫県教育委員会作成の校内研修資料「『性的マイノリティ』に対する正しい理解のために」を活用及び啓発を依頼した。 ・学校教育課が学校訪問する機会に、自身の性についての悩みを抱える児童生徒について、聞き取りを実施し、実態把握に努めた。 ・各学校から学校教育課に対象児童生徒について相談があった場合には、文部科学省及び兵庫県教育委員会作成資料に基づき、支援事例等について学校教育課が各学校に情報提供をした。 ・こころの教育推進事業では、LGBTや性自認等をテーマにした内容の講演会を開催した学校もある。
前年 30 年度	<p>【ダイバーシティ推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FMスポット放送 平成30年1月は、1日3回「性的マイノリティ」について放送した。 <p>(地域総合センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域総合センター神崎「LGBTのこども・若もんの居場所づくりをして、思うこと。」(講師:遠藤まめた 平成30年8月20日) ・地域総合センター神崎「性の多様性のお話とおしゃべり会」(講師:いわたにてるこ 平成30年6月23日) ・地域総合センター神崎 広報誌6月号に「IDOHって、なんですか?」を掲載。 ・地域総合センター神の島 広報誌10月号に「LGBTは生産性がない?」掲載。 <p>(女性センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報資料室において啓発資料を収集し、閲覧、貸出。図書リストを作成し館内で配布 ・女性センター1階入り口にあるテレビで、性の多様性について理解を深めるDVDを上映。 ・ギャラリー展で広く市民に啓発した。多様な性について考えよう! ・ブックフェア「多様な性について考えよう!」 ・「保育に携わる人のためのスキルアップ講座」講師:辻由起子、テレビエ職員 受講者数:31人 ・「ジェンダー&アートカフェ」講師:中西美穂 受講者数:8人 ・「ハートフルシネマ あした咲く」受講者:22人 <p>【教職員の学び支援課】</p> <p>教職員研修事業:「人権教育研修講座」の実施 日時:平成30年8月20日(月) 場所:教育総合センター テーマ:「多様な性・LGBTと子どもたち」 講師:やっば愛ダホ! Idaho-net代表 遠藤 まめた 受講者数:約170名</p> <p>【学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省作成の「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について(教職員向け)」及び兵庫県教育委員会作成の校内研修資料「『性的マイノリティ』に対する正しい理解のために」を学校教育課が学校に配布し、活用及び啓発を依頼した。 ・学校教育課が学校訪問する機会に、自身の性についての悩みを抱える児童生徒について、聞き取りを実施し、実態把握に努めた。 ・各学校から学校教育課に対象児童生徒について相談があった場合には、文部科学省及び兵庫県教育委員会作成資料に基づき、支援事例等について学校教育課が各学校に情報提供をした。

【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票(令和元年度実施内容分)

局	総合政策局	課	ダイバーシティ推進課	事業番号	1312												
事業概要 (PLAN) 基本目標 1 男女の人権の尊重と暴力の根絶 方針 3 性の多様性に配慮した人権の尊重 重点方針 ○ 施策の方向 1 性の多様性に配慮した人権の尊重 事業番号/事業名 1312 性別表記の見直し 事業内容 性的マイノリティの人権擁護の観点から、申請書や証明書等の公文書について性別記載欄見直しの徹底を図る。		評価1 (CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか 実施できた項目に <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください <input checked="" type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとらわれずに実施したか。 <input type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓															
令和元年度に向けた (PLAN) 【課題】【ダイバーシティ推進課】 ガイドライン策定をきっかけとし、性的マイノリティの方への理解を深め、性の多様性に配慮するという意識を高める必要がある。 【情報公開・統計担当】 公文書における性別表記のあり方について、全庁的な職員の認識として定着させる必要がある。 【今後の方向性】【ダイバーシティ推進課】 全庁調査において性別記載欄の削除が可であったとした帳票は、当指針により、令和2年1月までにすべての削除が完了する予定となっている。性別記載欄の削除とともに、庁内の性的マイノリティの人権について意識を高めるため、職員研修などを実施していく。 【情報公開・統計担当】 引き続き、研修等の機会をとらえて周知・啓発を図っていく。		評価2 (CHECK) 数値目標 目標項目 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <th>目標・実績</th> <th>目標値</th> <th>達成年度</th> <th>年度</th> <th>30年度</th> <th>元年度</th> </tr> <tr> <td>実績の評価</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>達成している</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>下回った</td> <td>備考</td> </tr> </table>				目標・実績	目標値	達成年度	年度	30年度	元年度	実績の評価	<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考
目標・実績	目標値	達成年度	年度	30年度	元年度												
実績の評価	<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考												
参考 関連する計画		評価3 (CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容 (評価事項) 性の多様性に配慮した人権尊重の取り組みをさらに推進するため、公文書における性別記載欄について、性的マイノリティの人権擁護の観点から必要がない場合は削除し、必要な場合であっても男女2択によらない4択による表記方法や自由記載による表記方法を示した「公文書における性別記載欄の見直しについて」のガイドラインを策定したことを評価する。 男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について															
実施内容 (DO) ※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。		課題 (CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。															
令和元年度 【ダイバーシティ推進課】 平成30年度に策定した「公文書における性別記載欄の見直しについて(指針)」に基づく、削除が可能な帳票の見直しについて、削除の進捗状況を把握する再調査を行うとともに、令和元年度末で全て削除が完了したことを確認した。		性別表記の見直しは一定完了したが、性的マイノリティへの理解を深めるため、性の多様性に配慮した関連施策を継続的に進める必要がある。															
前年30年度 【ダイバーシティ推進課】 本市における帳票等の性別記載欄については、各所管課で帳票を作成する際には、従前より、性的マイノリティの人権擁護の観点から、不都合がなければ設けないこととされていたが、改めて、帳票のうち性別記載欄の削除が可、不可である帳票数の実態を把握するための全庁調査を平成30年8月に実施し、性的マイノリティの人権擁護の観点から、男女共同参画審議会の意見聴取を経て、「公文書における性別記載欄の見直しについて(指針)」を策定した。 指針においては、性別記載欄が必要でない場合は削除し、必要な場合であっても男女2択に依らない4択による表記方法(男、女、その他()、回答しない)、あるいは性別()とし自由記載する方法を採用するなど、見直しを図るよう平成31年3月に全庁的に周知した。 【情報公開・統計担当】 庁内職員向け文書事務研修及び新規採用職員向け文書事務研修を実施し、申請書類等に不要な性別記載欄を設けないよう指導した。		今後の方向性 (ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。 今後とも「公文書における性別記載欄の見直しについて(指針)」の周知を行い、不要な性別記載欄を設けないよう求めるとともに、性の多様性に配慮した関連施策を継続的に進めていく。															

【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票(令和元年度実施内容分)

局	こども青少年課	課	こども福祉課	事業番号	1411
事業概要	(PLAN)				
基本目標	1 男女の人権の尊重と暴力の根絶				
方針	4 ひとり親家庭などの自立の支援				重点方針
施策の方向	1 母子・父子家庭の自立の支援				
事業番号/ 事業名	1411 母子父子自立支援員等による就労等の支援(再掲)				
事業内容	母子家庭または父子家庭が抱える様々な悩みについて相談を受け、具体的に問題解決を図るとともに、弁護士と相談を行う特別相談事業を実施する。相談内容は、離婚前の養育費取得、離婚の取り決め方法、生活・就労相談等である。また、ハローワーク等関係機関と連携を図りながら、母子家庭の母または父子家庭の父の就労等の支援を行う。				
令和元年度に 向けた 方向性 (PLAN)	【課題】支援者の就労への要求が多様化しているため、支援者のニーズにあった支援が必要である。 【今後の方向性】引き続き、児童扶養手当新規請求時に未就労の者には、母子父子自立支援員による就労支援を行うとともに、同手当現況届受付時には、就労支援窓口を併設し就労相談を実施する。今後もハローワークと連携しながら一人ひとりのニーズにあった、就労支援を継続していく。				
参考	関連する計画				
実施内容	(DO)	※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。			
令和元年度	別紙参照	(CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容 男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について			
前年30年度	別紙参照				
課題	(CHECK)	※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。			
今後の方向性	(ACTION)	※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。			
支援者の就労への要求が多様化しているため、支援者のニーズにあった支援が必要である。 引き続き、児童扶養手当新規請求時に未就労の者には、母子父子自立支援員による就労支援を行うとともに、同手当現況届受付時には、就労支援窓口を併設し就労相談を実施する。今後もハローワークと連携しながら一人ひとりのニーズにあった、就労支援を継続していく。					

24 別紙

1411 別紙

実施内容					
令和 元 年度	母子家庭相談受付件数	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	ひとり親家庭の自立を支援するために、母子父子自立支援員による生活相談や就労支援を進めている。中でも家庭紛争に係る相談については、相談者と同様、関係所管に状況を伝達しながらついでおり、寄り添い型の支援を心掛けている。 なお、母子貸付金関係については、県への報告にあわせて、文書による郵送のみの償還の督促も含めていたが、平成30年度より、面談又は電話による場合のみ計上することとしたため、実績は減少した。
	生活一般関係	5,616	4,489	5,351	
	(うち家庭紛争)	3,454	2,605	1,923	
	(うち就労)	118	132	43	
	児童関係	528	474	403	
	経済的支援・生活援護	466	425	303	
	(うち、母子貸付金関係)	1,690	1,459	3,125	
		278	406	2,488	
	父子家庭相談受付件数	93	115	47	
	生活一般関係	36	56	23	
	(うち家庭紛争)	10	23	0	
	(うち就労)	8	2	6	
	児童関係	14	19	9	
	経済的支援・生活援護	43	40	15	
	(うち、父子貸付金関係)	7	2	0	
※1人が多岐にわたる内容について、複数回継続して相談することもあり、のべ相談件数を計上弁護士と相談を行う特別相談事業					
	特別相談件数	31	36	33	
前年 30 年度	母子家庭相談受付件数	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績	ひとり親家庭の自立を支援するために、母子父子自立支援員による生活相談や就労支援を進めている。中でも家庭紛争に係る相談については、相談者と同様、関係所管に状況を伝達しながらついでおり、寄り添い型の支援を心掛けている。 なお、母子貸付金関係については、県への報告にあわせて、文書による郵送のみの償還の督促も含めていたが、平成30年度より、面談又は電話による場合のみ計上することとしたため、実績は減少した。
	生活一般関係	4,489	5,351	4,935	
	(うち家庭紛争)	2,605	1,923	1,818	
	(うち就労)	132	43	45	
	児童関係	474	403	338	
	経済的支援・生活援護	425	303	261	
	(うち、母子貸付金関係)	1,459	3,125	2,856	
		406	2,488	2,408	
	父子家庭相談受付件数	115	47	62	
	生活一般関係	56	23	39	
	(うち家庭紛争)	23	0	0	
	(うち就労)	2	6	4	
	児童関係	19	9	7	
	経済的支援・生活援護	40	15	16	
	(うち、父子貸付金関係)	2	0	0	
※1人が多岐にわたる内容について、複数回継続して相談することもあり、のべ相談件数を計上弁護士と相談を行う特別相談事業					
	特別相談件数	36	33	25	

【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票(令和元年度実施内容分)

局	こども青少年課	課	こども福祉課	事業番号	1412										
事業概要 (PLAN)	基本目標 1 男女の人権の尊重と暴力の根絶 方針 4 ひとり親家庭などの自立の支援 重点方針 施策の方向 1 母子・父子家庭の自立の支援 事業番号/事業名 1412 母子家庭等自立支援給付金事業 事業内容 母子家庭の母または父子家庭の父の就業をより効果的に促進するため、自立支援のための施策を実施する。(自立支援教育訓練給付金事業・高等職業訓練促進給付金事業) 令和元年度に向けた方向性 (PLAN) 【課題】制度をひとり親家庭へ広く周知をしていくことが課題である。 【今後の方向性】リーフレットを、児童扶養手当の受給者宛てに同手当現況届の案内文書と一緒に同封し周知を図っているが、今後も同様に制度の周知を図り、活用を促す。														
参考	関連する計画														
実施内容 (DO)	※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。														
令和元年度	<支給対象者> 児童扶養手当の支給を受けているか又は同様の所得水準にある者 <事業内容> 1 自立支援教育訓練給付金 市が指定する教育訓練講座の受講料の60%(雇用保険対象者は、40%)に相当する額(20万円を限度)を修了後に支給する。 (対象講座) 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座(情報処理・コンピューター、簿記、医療、ホームヘルパー、介護養成等) (実績) 令和元年度:19件1,456,891円 2 高等職業訓練促進給付金 看護師等の資格を取得するため、1年以上養成機関等で修業する期間中、住民税非課税世帯には月額100,000円、課税世帯には月額70,500円を支給する。また、一時金として修業期間終了後、50,000円もしくは25,000円を課税状況により支給する。 (対象資格) 看護師(准看護師) 介護福祉士 理学療法士 保育士 作業療法士 歯科衛生士 美容師 社会福祉士 製菓衛生師 調理師 (実績) 令和元年度:23件26,719,000円														
前年30年度	<支給対象者> 児童扶養手当の支給を受けているか又は同様の所得水準にある者 <事業内容> 1 自立支援教育訓練給付金 市が指定する教育訓練講座の受講料の60%(雇用保険対象者は、40%)に相当する額(20万円を限度)を修了後に支給する。 (対象講座) 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座(情報処理・コンピューター、簿記、医療、ホームヘルパー、介護養成等) (実績) 平成30年度:11件618,788円 2 高等職業訓練促進給付金 看護師等の資格を取得するため、1年以上養成機関等で修業する期間中、住民税非課税世帯には月額100,000円、課税世帯には月額70,500円を支給する。また、一時金として修業期間終了後、50,000円もしくは25,000円を課税状況により支給する。 (対象資格) 看護師(准看護師) 介護福祉士 理学療法士 保育士 作業療法士 歯科衛生士 美容師 社会福祉士 製菓衛生師 調理師 (実績) 平成30年度:31件32,151,500円														
評価1	(CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか 実施できた項目に <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください <input checked="" type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとらわれずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓														
評価2	(CHECK) 数値目標 目標項目 目標・実績 <table border="1"> <tr> <td>目標値</td> <td>達成年度</td> <td>年度</td> <td>30年度</td> <td>元年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 実績の評価 <input type="checkbox"/> 達成している <input type="checkbox"/> 下回った 備考					目標値	達成年度	年度	30年度	元年度					
目標値	達成年度	年度	30年度	元年度											
評価3	(CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容 男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について														
課題	(CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。														
今後の方向性	(ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。														
制度をひとり親家庭へ広く周知をしていくことが課題である。 リーフレットを、児童扶養手当の受給者宛てに同手当現況届の案内文書と一緒に同封し周知を図っているが、今後も同様に制度の周知を図り、活用を促す。															

【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票(令和元年度実施内容分)

局	都市整備局	課	住宅管理担当	事業番号	1413
事業概要 (PLAN)	<p>基本目標 1 男女の人権の尊重と暴力の根絶</p> <p>方針 4 ひとり親家庭などの自立の支援 重点方針</p> <p>施策の方向 1 母子・父子家庭の自立の支援</p> <p>事業番号/事業名 1413 市営住宅への優先入居の実施(母子・父子世帯等)</p> <p>事業内容 2戸以上募集を行う住宅について、募集戸数の3割を優先枠として、優先世帯のみで抽せんを行う。(抽せんに漏れた場合、一般抽せん枠で再度抽せん)</p> <p>令和元年度に 向けた 方向性 (PLAN) 【課題】現在の募集方法では、母子・父子・若年世帯について、収入基準月額が公営住宅等であれば158,000円以下、改良住宅等であれば114,000円以下でない、入居できない状況である。 【今後の方向性】尼崎市営住宅等審議会を行い、家賃改定や募集割れ空き住宅の入居促進等を議題としており、その中で、4・5階の空家が多く、住宅の高齢化率が高いことから、子育て世帯や母子・父子世帯などの若年層の入居促進を図る旨の答申を得た。既存の裁量階層世帯である小学校就学前教育世帯を子育て世帯(中学校を卒業するまでの子供がいる世帯)とし、また、新たに若年世帯、母子・父子世帯を裁量階層世帯に設け、公営住宅等であれば214,000円以下、改良住宅等であれば139,000円以下まで収入基準月額も緩和し、若年層の入居促進を図ろうと考えている。</p>				
参考	関連する計画				
実施内容 (DO)	<p>※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。</p> <p>令和元年度 母子・父子・若年世帯の優先入居について ○第1回募集 募集戸数(118戸)、母子・父子・若年世帯の3割優先の募集戸数(11戸)、母子・父子・若年世帯の優先入居決定数(6戸) ○第2回募集 募集戸数(146戸)、母子・父子・若年世帯の3割優先の募集戸数(27戸)、母子・父子・若年世帯の優先入居決定数(15戸) ○合計 募集戸数(264戸)、母子・父子・若年世帯の3割優先の募集戸数(38戸)、母子・父子・若年世帯の優先入居決定数(21戸)</p> <p>前年30年度 母子・父子・若年世帯の優先入居について ○第1回募集 募集戸数(108戸)、母子・父子・若年世帯の3割優先の募集戸数(16戸)、母子・父子・若年世帯の優先入居決定数(11戸) ○第2回募集 募集戸数(96戸)、母子・父子・若年世帯の3割優先の募集戸数(10戸)、母子・父子・若年世帯の優先入居決定数(5戸) ○合計 募集戸数(204戸)、母子・父子・若年世帯の3割優先の募集戸数(26戸)、母子・父子・若年世帯の優先入居決定数(16戸)</p>				
評価1	(CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか				
実施できた項目に ☑ を入れてください	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとらわれずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓				
評価2	(CHECK) 数値目標				
目標項目					
目標・実績	目標値	達成年度	年度	30年度	元年度
実績の評価	<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考
評価3	(CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容				
	男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について				
課題	(CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。				
	実施内容については昨年度と変更はなかったが、母子・父子・若年世帯の入居促進を図るため優先枠の募集戸数が昨年度より多くしたため、入居者数も増加した。若年層の入居促進を図るために令和元年度に規則改正を行ったが、改正後の効果については現在検証中である。				
今後の方向性	(ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。				
	改正後の効果について、申込者数や入居決定者数の増減等の集計を取るなど検証を行い、また他都市の動向も踏まえながら検討していく。				

【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票(令和元年度実施内容分)

局	こども青少年	課	こども入所支援担当、保育管理課	事業番号	1414
事業概要 (PLAN)	基本目標 1 男女の人権の尊重と暴力の根絶 方針 4 ひとり親家庭などの自立の支援 重点方針 施策の方向 1 母子・父子家庭の自立の支援 事業番号/事業名 1414 ひとり親家庭への保育サービスの提供 事業内容 ひとり親家庭に対しては、保育施設入所調整における利用調整指数を加点し、保育の必要性がより高い家庭として利用調整を行う。保育所では、通常保育、障害児保育、延長保育、0歳児保育等を継続実施する中で、可能な範囲で保育サービスの充実(0歳児保育など)を図り、待機児童の解消に努める。また、病気やその回復期の児童を一時的に、保護・看護するため、病児・病後児保育事業を実施する。				
令和元年度に向けた方向性 (PLAN)	【課題】【こども入所支援担当】概ね施策の方向に沿った取り組みを進めている。 【保育管理課】今後建替えを予定している杭瀬保育所、次屋保育所、武庫南保育所について、建替え用地の確保ができていない。 【こども福祉課】感染症流行期に需要が急激に増加・集中し利用できない場合がある。 【今後の方向性】【こども入所支援担当】今後においても引き続き受入枠の拡大を図るとともに、利用に至っていない世帯に対してはアフターフォローコール等によるきめ細かな対応を継続していく。 【保育管理課】公立保育所として残る9か所のうち、施設の老朽化が進んでいる6所については施設の建替えを計画的に行うなかで、子育て支援機能の充実を図るために速やかに建替え用地を確保する。 【こども福祉課】実施施設4か所での利用者の状況、感染症流行期等の需給状況を見ながら今後の計画に活かしていく。				
参考	関連する計画	子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進行動計画			
実施内容 (DO)	※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。				
令和元年度	別紙参照	評価3 (CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容 男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について			
前年30年度	別紙参照	課題	(CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。 【こども入所支援担当】令和2年4月時点の待機児童数は236人と、前年に比べ88人増加した。 【保育管理課】待機児童解消のため、既存施設の増改築や小規模保育事業の公募を行っているが、未だ待機児童が解消されていない。 今後の方向性 (ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。 【こども入所支援担当】今後においても引き続き受入枠の拡大を図るとともに、利用に至っていない世帯に対してはアフターフォローコール等によるきめ細やかな対応を継続していく。 【保育管理課】引き続き増改築や小規模保育事業所の公募、公立保育所の民間移管等による定員拡大を図る。		

27 別紙

1414 別紙

実施内容	
令和元年度	<p>【こども入所支援担当】 保育施設等入所調整における利用調整指数の加点を行い、保育の必要性がより高い家庭として利用調整を行った。 ひとり親家庭のうち所得が低い世帯(年収約360万円未満)に対しては、国の幼児教育の段階的無償化の取組である保育料の軽減措置策を引き続き実施し、第1子の保育料を市民税非課税世帯階層(B2階層)と同額、第2子以降の保育料を無償とした。 令和元年10月1日より保育施設等を利用する3歳から5歳までの児童及び0歳から2歳までの市民税非課税世帯の保育料の無償化がはじまった。また、0～2歳児の児童を対象とするひとり親家庭のうち所得が低い世帯(年収約360万円未満)に対しては、国の幼児教育の段階的無償化の取組である保育料の軽減措置策を引き続き実施し、第1子保育料を5300円、第2子からは無料とした。 婚姻歴のないひとり親家庭の保護者については税法上の寡婦(夫)控除が適用されないことを踏まえるなかで、保育料算定に際しては寡婦(夫)控除をみなし適用し保育料算定を行う軽減策を引き続き実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年4月利用児童数8033人(うち、ひとり親家庭973人) ・平成31年4月の待機児童数148人(うち、ひとり親家庭8世帯9人) ・一時預かり事業の実施(公立2か所/1918人、私立31か所/14296人) ・延長保育の実施(公立20か所/延べ10231人、私立95か所/延べ130900人) <p>【保育管理課】 ・保育施設等の利用者数は増加し続けており、就労形態の多様化等を背景に保育ニーズも多様化している。待機児童解消のため、既存施設の増改築、認可保育所や小規模保育事業の公募を行うなど334人の定員を拡大した。また、一時預かり保育や延長保育、障害児保育、0歳児保育を引き続き実施した。 ・老朽化が進んでいる公立保育所のうち、北難波・武庫東・大西の3所において建替えのための設計委託業務を実施し、武庫東保育所については工事に着手した。 ・(公立)育児相談・各保育所で懇談会(個人・クラス別)、家庭訪問・園庭開放・保育体験等の機会に育児相談を適宜実施</p>
前年30年度	<p>【こども入所支援担当】 保育施設等入所調整における利用調整指数の加点を行い、保育の必要性がより高い家庭として利用調整を行った。 ひとり親家庭のうち所得が低い世帯(年収約360万円未満)に対しては、国の幼児教育の段階的無償化の取組である保育料の軽減措置策を引き続き実施し、第1子の保育料を市民税非課税世帯階層(B2階層)と同額、第2子以降の保育料を無償とした。 婚姻歴のないひとり親家庭の保護者については税法上の寡婦(夫)控除が適用されないことを踏まえるなかで、保育料算定に際しては寡婦(夫)控除をみなし適用し保育料算定を行う軽減策を引き続き実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年4月の利用児童数7,725人(うち、ひとり親家庭993人) ・平成30年4月の待機児童数156人(うち、ひとり親家庭14世帯15人) ・一時預かり事業の実施(公立2か所/延べ2,160人、私立31か所/延べ17,037人) ・延長保育の実施(公立21か所/延べ15,111人、私立87か所/延べ140,349人) <p>【保育管理課】 ・保育施設等の利用者数は増加し続けており、就労形態の多様化等を背景に保育ニーズも多様化している。待機児童解消のため、既存施設の増改築や小規模保育事業の公募を行うなど134人の定員を拡大した。また、延長保育や障害児保育、0歳児保育を引き続き実施した。 ・老朽化が進んでいる公立保育所のうち、2所において改築のための設計委託業務を実施した。 ・公立保育所の建替えに伴い、今後の公立保育所に必要な機能を付加したモデル保育所として、園田保育所(平成26年度実施)及び塚口保育所(平成27年度実施)の2所において一時預かり事業を実施した</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(公立)育児相談・各保育所で懇談会(個人・クラス別)、家庭訪問・園庭開放・保育体験等の機会に育児相談を適宜実施 ・乳児保育の実施(公立8ヶ所、私立59ヶ所) ・障害児保育の実施 <p>【こども福祉課】 平成30年度 病児・病後児保育事業利用実績 小中島診療所 636人 高原クリニック 709人 堀内小児科 817人 兵庫県立尼崎総合医療センター144人 合計2,306人</p>

27 別紙

【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票(令和元年度実施内容分)

局	健康福祉局	課	南部保健福祉センター南部福祉相談支援課	事業番号	1415										
事業概要 (PLAN)	基本目標 1 男女の人権の尊重と暴力の根絶 方針 4 ひとり親家庭などの自立の支援 重点方針 施策の方向 1 母子・父子家庭の自立の支援 事業番号/事業名 1415 生活困窮者自立相談支援事業(しごと・くらしサポートセンター尼崎) 事業内容 自立相談支援窓口を設置し、経済的な問題、健康上の課題、社会的な孤立など様々な課題を抱え、仕事探しや暮らしに困っている方、その家族などからの相談に応じるとともに、課題の解決に向けて継続的な支援が必要な方については、関係機関との連携のもと、必要な支援を行う 令和元年度に向けた方向性 (PLAN) 【課題】育児による時間の制約やブランク、就労経験の不足など、すぐに就労に結びつかない場合がある。相談者ごとの様々な状況に対応することが必要となる。 【今後の方向性】子どもの成長や、親自身の状況など、世帯の課題も年々変化していくため、長期的な視点に立ちながら段階的に支援を行う。既存の求人や相談者の希望する条件に合うものがなければ、相談者の状況を理解し、配慮してくれる事業所を開拓、職業紹介を行う。就労以外で、育児や健康問題、債務整理など法的な問題を抱える相談者には、保健や福祉、子育て、専門機関と連携し、早期に問題解決を図る。														
参考	関連する計画														
実施内容 (DO)	※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。														
令和元年度	「しごと・くらしサポートセンター尼崎」では、母子・父子家庭を含め対象者を限定しておらず、相談支援員、就労自立支援員が生活全般の相談や就労に関する幅広い相談に対応し、相談者の状況に応じた支援メニューを提供している。 ひとり親家庭の場合、子育てにより就労時間などの制約があることから、朝から夕方まで働くような既存の勤務条件では就労に至らない場合がある。相談者個々の状況に合わせた求人を紹介できるよう、新規事業所の開拓や既存の求人の条件緩和などを行うとともに、就労のミスマッチングを減らすため、応募前に職場見学を実施することや、職場に定着し、安定した収入が得られるよう、就職した後のフォローも行っていく。 学習環境が整っていないなどの課題がある家庭には、生活困窮者学習支援事業を利用してもらい、学習機会や居場所を提供している。 養育費、多重債務などの法的な問題を抱えている相談者には、生活困窮者等法的支援事業を利用してもらい、弁護士からの専門的な助言を受け、早期問題解決を図っている。 また、相談者の家庭環境によって抱える課題は様々であるため、保健師や婦人相談員、家庭児童相談員と連携を取りながら、課題解決に向けた支援を行っている。														
前年30年度	「しごと・くらしサポートセンター尼崎」では、母子・父子家庭を含め対象者を限定しておらず、相談支援員、就労自立支援員が生活全般の相談や就労に関する幅広い相談に対応し、相談者の状況に応じた支援メニューを提供している。 ひとり親家庭の場合、就労時間等に制限があり、既存の求人ではマッチングできないことがあるため、相談者の状況に応じた事業所を新規に開拓し、職業紹介するとともに、就職後のフォローも行っていく。 学習環境が整っていないなどの課題がある家庭には、生活困窮者学習支援事業を利用してもらい、学習機会や居場所を提供している。 養育費、多重債務などの法的な問題を抱えている相談者には、生活困窮者等法的支援事業を利用してもらい、弁護士からの専門的な助言を受け、早期問題解決を図っている。 H30.1月から市内南北に保健福祉センターを設置。福祉・保健部門が同じ建物の中に配置されることで、情報の共有などで連携が取りやすくなり、早い段階で必要な支援に繋げる、繋がれることができるようになった。														
評価1	(CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか 実施できた項目に <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください <input checked="" type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとらわれずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓														
評価2	(CHECK) 数値目標 目標項目 目標・実績 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>目標値</th> <th>達成年度</th> <th>年度</th> <th>30年度</th> <th>元年度</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">□</td> <td style="text-align: center;">達成している</td> <td style="text-align: center;">□</td> <td style="text-align: center;">下回った</td> <td style="text-align: center;">備考</td> </tr> </table>					目標値	達成年度	年度	30年度	元年度	□	達成している	□	下回った	備考
目標値	達成年度	年度	30年度	元年度											
□	達成している	□	下回った	備考											
評価3	(CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容 男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について														
課題	(CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。														
今後の方向性	(ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。 育児のため就労時間に制約があるなど、既存の勤務条件ではすぐに就労に至らない場合がある。相談者ごとで抱える課題や家庭環境は異なることから、課題を解決するためには、相談者の状況に応じた柔軟な対応が必要となる。														

【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票(令和元年度実施内容分)

		局	総合政策局	課	都市政策課	事業番号	1416
事業概要 (PLAN)		評価1 (CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか					
基本目標	1 男女の人権の尊重と暴力の根絶						
方針	4 ひとり親家庭などの自立の支援 重点方針						
施策の方向	1 母子・父子家庭の自立の支援						
事業番号/事業名	1416 寡婦(夫)控除のみなし適用						
事業内容	婚姻歴のないひとり親家庭には税法の定める「寡婦(夫)控除」が適用されないため、婚姻歴のあるひとり親家庭と比べて、同じひとり親家庭であるにもかかわらず、保育所保育料等の算定等において、負担額の格差が生じる場合があり、婚姻歴の有無により寡婦(夫)控除が受けられないひとり親家庭に対し、寡婦(夫)控除のみなし適用して子育てに関連するサービス等の利用料等の算出を行い、負担の公平化を図る。						
令和元年度に向けた方向性 (PLAN)	【課題】制度を開始した平成27年度(適用人数20人)から適用人数があまり伸びておらず、引き続き制度の周知が課題と考えられている。 【今後の方向性】制度の対象者に個別に周知することは困難であり、引き続き、HP等を活用し、潜在的な対象者を含めた方への周知に努めるとともに、各担当課との連携に努める。						
参考	関連する計画	該当なし					
実施内容 (DO)		※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。					
令和元年度	<p>税法上の寡婦(夫)控除が適用されない、婚姻歴のないひとり親家庭の子育て世帯を支援するため、平成27年7月1日より、寡婦(夫)控除のみなし適用を実施し、認定を受けると、保育所・幼稚園の保育料や市営住宅の使用料など、各種制度が減額される場合がある。</p> <p>なお、寡婦(夫)控除のみなし適用の認定を受けても、所得の状況により、各種制度が減額にならない場合があり、また、のみなし適用のため、税法上の控除を受けることはできない。</p> <p>・令和元年度 適用人数 1人</p> <p>なお、対象事業については、平成30年度の国の法改正に伴い、制度開始時32事業であった本市独自制度は15事業となり、さらに令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がされ、現在は12事業となっている。</p>						
前年30年度	<p>税法上の寡婦(夫)控除が適用されない、婚姻歴のないひとり親家庭の子育て世帯を支援するため、平成27年7月1日より、寡婦(夫)控除のみなし適用を実施し、認定を受けると、保育所・幼稚園の保育料や市営住宅の使用料など、各種制度が減額される場合がある。</p> <p>なお、寡婦(夫)控除のみなし適用の認定を受けても、所得の状況により、各種制度が減額にならない場合があり、また、のみなし適用のため、税法上の控除を受けることはできない。(実施内容については、昨年度と同様である)</p> <p>・平成30年度 適用人数 27人</p>						
		評価2 (CHECK) 数値目標					
		目標項目					
		目標・実績	目標値	達成年度	年度	30年度	元年度
		実績の評価	<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考
		評価3 (CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容					
		男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について					
		課題 (CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。					
		本制度は、所得税法や地方税法等に基づく寡婦(夫)控除について、税法上対象とならない「婚姻歴のないひとり親」に対して、寡婦(夫)控除のみなし適用することにより、婚姻歴の有無による課税対象所得の差異について解消を図るためである。しかしながら、令和2年度の税制改正により、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直しが行われ、「婚姻歴がないひとり親」は、ひとり親控除が適用されることとなるため、本市独自で行ってきた事業については、整理する必要がある。					
		今後の方向性 (ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。					
		税制改正の内容を踏まえ、本市独自で行ってきた事業について所管課と調整しながら整理していく。					

【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票(令和元年度実施内容分)

局	健康福祉	課	包括支援担当	事業番号	1511
事業概要	(PLAN)				
基本目標	1 男女の人権の尊重と暴力の根絶				
方針	5 障害者・高齢者福祉における配慮				重点方針
施策の方向	1 障害者・高齢者の生活自立支援・人権擁護				
事業番号/事業名	1511 高齢者等の総合相談・支援事業、権利擁護事業				
事業内容	高齢者等に対する虐待の防止・相談・対応、孤立、生活困窮といった相談に対し支援を行う。12か所の地域包括支援センターの虐待対応の均一化を図るため、作成した「高齢者虐待防止マニュアル」(令和2年3月改定)を活用し、高齢者虐待に対応していく。				
令和元年度に向けた方向性(PLAN)	【課題】虐待の防止・相談・対応、孤立、生活困窮といった相談に対する支援を行っていく上で、まだまだ体制整備が必要な事項がある。(対応の標準化、インフォーマルな社会資源情報の収集、関係機関とのネットワーク形成等) 【今後の方向性】平成29年11月より、包括支援担当及び市内12箇所の地域包括支援センターが集まり、本市における虐待対応フロー・役割分担など課題解決のため協議を行う「虐待対応検討会議」を実施。厚生労働省が平成30年度に改訂した「高齢者虐待マニュアル」に沿った、本市対応力強化の取り組みを検討。令和元年度は、平成30年11月より開始した尼崎市の「高齢者虐待マニュアル」の改訂作業を進めている。				
参考	関連する計画	介護保険事業計画、地域福祉計画、高齢者保健福祉計画			
実施内容(DO)	※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。				
令和元年度	地域において包括的に高齢者を支援する拠点として、地域包括支援センターを市内に12箇所設置している。地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門職が、総合相談、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント、権利擁護を実施している。 【具体的取組】 1. 虐待の防止・相談・対応、孤立、生活困窮といった相談に対する支援 (1) 地域包括支援センターでの総合相談・権利擁護業務等を通じ、高齢者の多様な生活課題への対応を行っている。 令和元年度においては、12地域包括支援センターで、のべ63,717名の相談、虐待に関する相談対応2,038件、成年後見に関する相談対応1,574件に対応した。 (2) 虐待の防止・相談・対応、孤立、生活困窮における研修・啓発活動等を開催 令和元年度は、弁護士とともに「高齢者虐待防止法・厚生労働省高齢者虐待マニュアルを学ぶ」研修を企画・実施した。 地域包括支援センター職員においても、「相談援助職としてアセスメントを高めるには」、「権利擁護」、「生活保護ケースワーカーとの連携」等の支援に関する研修を企画し、援助技術の研鑽に努めた。 2. 高齢者虐待対応マニュアルの活用・改訂 令和2年3月に新たに改訂・発行した。ホームページに掲載し、庁内外で対応方法の周知・均一化に努めている。				
	前年30年度	地域において包括的に高齢者を支援する拠点として、地域包括支援センターを市内に12箇所設置している。地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門職が、総合相談、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント、権利擁護を実施している。 【具体的取組】 1. 虐待の防止・相談・対応、孤立、生活困窮といった相談に対する支援 (1) 地域包括支援センターでの総合相談・権利擁護業務等を通じ、高齢者の多様な生活課題への対応を行っている。 平成30年度においては、12地域包括支援センターで、のべ67,400名の相談、虐待に関する相談対応2,783件、成年後見に関する相談対応1,388件に対応した。 (2) 虐待の防止・相談・対応、孤立、生活困窮における研修・啓発活動等を開催 平成30年度は、中堅民生委員に対し、地域ケア会議で取り上げられた事例検討に係る研修を実施した。 地域包括支援センター職員においても、「司法と福祉の連携」、「大人の発達障害」、「地域包括支援センターにおけるチームアプローチ」等の支援に関する研修を企画し、援助技術の研鑽に努めた。 2. 高齢者虐待防止マニュアルの活用 ホームページに掲載し、庁内外で対応方法の周知・均一化に努めている。虐待対応の実務においても、本マニュアルを有効活用出来ている。			
評価1	(CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか				
実施できた項目に	<input type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとられずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。 文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓				
を入れてください					
評価2	(CHECK) 数値目標				
目標項目					
目標・実績	目標値	達成年度	年度	30年度	元年度
実績の評価	<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考
評価3	(CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容				
男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について					
課題	(CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。				
高齢者の虐待、孤立、生活困窮等への相談対応主体である地域包括支援センターでは、業務量の増加に伴い、負担過多の傾向にある。効果的な個別支援のために、負担軽減を進める必要性が生じている。					
今後の方向性	(ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。				
地域包括支援センターの負担軽減のため、令和2年度末で更新期限を迎える相談入力ソフトが簡易迅速に情報共有できる仕様となるよう、ワーキングチームでの検討を進めている。 平成29年11月より、包括支援担当及び市内12箇所の地域包括支援センターが集まり、本市における虐待対応フロー・役割分担など課題解決のため協議を行う「虐待対応検討会議」を実施。令和元年度は、同会議体で検討を重ね、「尼崎市高齢者虐待対応マニュアル」を改訂した。令和2年度以降は、同マニュアルを広く普及啓発していくとともに、地域包括支援センター職員に特化した別冊マニュアルの改訂を進めていく。					

【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票(令和元年度実施内容分)

局		危機管理安全局		課		生活安全課		事業番号		1512	
事業概要 (PLAN)		評価1 (CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか									
基本目標	1 男女の人権の尊重と暴力の根絶										
方針	5 障害者・高齢者福祉における配慮 重点方針										
施策の方向	1 障害者・高齢者の生活自立支援・人権擁護										
事業番号/事業名	1512 高齢者の消費者被害の相談・啓発										
事業内容	高齢者の消費者被害に対する相談や啓発を行う。										
令和元年度に向けた方向性 (PLAN)	【課題】認知症などにより、記憶力の低下する高齢者が増加していく中、60歳以上の消費者を狙った被害が全体の約4割を占めている。 【今後の方向性】庁内福祉関係機関の会議で情報交換を引き続き行うとともに、市内で発生している消費者被害情報を発信し、高齢者の被害の未然防止を図っていく。										
参考	関連する計画										
実施内容 (DO)	※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。										
令和元年度	<p>高齢者を狙った悪徳商法や新たな詐欺等が多発し、その手口も益々巧妙となっていることから、啓発による未然防止と消費生活相談による早期解決の両輪で取り組んでいる。</p> <p>その中で、啓発については、巡回講座などを行い、老人クラブの会合などに消費生活相談員を派遣して、点検商法など悪徳商法の手口等の啓発を行い、高齢者が消費者トラブルに陥らないよう呼び掛けている。さらに、高齢者向けの宅配弁当配送を実施している民間事業者と協定を締結し、消費者トラブルの被害防止を目的とした啓発チラシを配達時に月1回同封するなどの取組も行っている。</p> <p>平成30年度からは市内各地域包括支援センター(12カ所)に毎月、国民生活センターが発行する「見守り新鮮情報」(各20部)を提供し、注意を呼びかけている。</p> <p>消費生活相談(令和元年度実績3,364件)のうち、助言による自主交渉やあっせんによる解決率は令和元年度が96.8%で平成30年度の97.8%と比較し同程度の高い水準で推移していることから、高齢者からの相談も含めて相談業務が効果的に機能している状況である。</p>										
	評価3	<p>(CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容</p> <p>男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について</p>									
前年30年度	<p>高齢者を狙った悪徳商法や新たな詐欺等が多発し、その手口も益々巧妙となっていることから、啓発による未然防止と消費生活相談による早期解決の両輪で取り組んでいる。</p> <p>その中で、啓発については、巡回講座などを行い、老人クラブの会合などに消費生活相談員を派遣して、点検商法など悪徳商法の手口等の啓発を行い、高齢者が消費者トラブルに陥らないよう呼び掛けている。さらに、高齢者向けの宅配弁当配送を実施している民間事業者と協定を締結し、消費者トラブルの被害防止を目的とした啓発チラシを配達時に月1回同封するなどの取組も行っている。</p> <p>更に、平成30年度からは市内各地域包括支援センター(12カ所)に毎月、国民生活センターが発行する「見守り新鮮情報」(各20部)を新たに提供し、注意を呼びかけている。</p> <p>また、消費生活相談(30年度実績3,418件)のうち、助言による自主交渉やあっせんによる解決率は平成30年度が97.8%で平成29年度の97.3%と比較し同水準で、かつ、高い水準で推移していることから、高齢者からの相談も含めて相談業務が効果的に機能している状況である。</p>										
	課題	(CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。									
今後の方向性	(ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。										
		<p>認知症などにより、記憶力の低下する高齢者が増加していく中、60歳以上の消費者を狙った被害が全体の約4割を占めている。</p> <p>庁内福祉関係機関の会議で情報交換を引き続き行うとともに、市内で発生している消費者被害情報を発信し、高齢者の被害の未然防止を図っていく。</p>									

【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票(令和元年度実施内容分)

局	健康福祉局	課	障害福祉政策担当、北部障害者支援課、南部障害者支援課	事業番号	1513												
事業概要 (PLAN)	<p>基本目標 1 男女の人権の尊重と暴力の根絶</p> <p>方針 5 障害者・高齢者福祉における配慮 重点方針</p> <p>施策の方向 1 障害者・高齢者の生活自立支援・人権擁護</p> <p>事業番号/事業名 1513 障害者虐待防止対策事業</p> <p>事業内容 障害者虐待に係る通報受付や相談・指導、啓発活動等を実施する。</p>																
令和元年度に向けた方向性 (PLAN)	<p>【課題】 障害者虐待防止法の認知度は、平成29年7月に実施したアンケート調査結果で12.8% (参考:平成26年3月 16.9%)と低い状況にあるため、周知・啓発が課題となっている。</p> <p>【今後の方向性】 障害者虐待の防止対策については、引き続き、「障害者虐待防止センター」において、OJTによる人材育成に努めるとともに、夜間・休日であっても緊急対応が円滑に行えるよう、支援機関との連携強化に取り組む。また、当該制度や緊急通報先の一層の周知に向けては、これまでの取組に加え、指定事業所が参画するネットワーク会議で研修会を実施するなど、より効果的な方法を取り入れていく。</p>																
参考	<p>関連する計画</p>																
実施内容 (DO)	<p>※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。</p>																
令和元年度	<p>【障害者虐待防止対策事業】 (実施概要) 平成30年1月に開設した保健福祉センターを「障害者虐待防止センター」と位置付けて、常時の通報受付体制を確保しており、令和元年度の通報・相談件数は31件(うち、虐待認定 4件)となっている。また、当該センターや緊急通報先の周知を図るため、パンフレットやチラシを作成し、公共施設へ設置するほか、相談支援事業所や当事者が集まる会議体等で配布した。その他、障害者虐待に見識のある専門家を講師として招き、相談・就労・生活支援に係る指定事業所を対象に合同研修会を開催した。 (支援内容) ・ 障害者虐待に係る通報・届出の受理 ・ 養護者による障害者虐待の防止 ・ 養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護に係る相談、指導、助言 ・ 養護者による障害者虐待を受けた障害者を一時保護するための居室の確保 ・ 啓発活動 (主な実績) 障害者虐待に係る通報・相談件数 令和元年度: 31件(うち、虐待と認定したもの4件) 平成30年度: 47件(うち、虐待と認定したもの5件) 平成29年度: 21件(うち、虐待と認定したもの1件) 平成28年度: 19件(うち、虐待と認定したもの1件) 平成27年度: 33件(うち、虐待と認定したもの4件)</p>																
前年30年度	<p>【障害者虐待防止対策事業】 (実施概要) 平成30年1月に開設した保健福祉センターを「障害者虐待防止センター」と位置付けて、常時の通報受付体制を確保しており、平成30年度の通報・相談件数は47件(うち、虐待認定 5件)となっている。また、当該センターや緊急通報先の周知を図るため、パンフレットやチラシを作成し、公共施設へ設置するほか、相談支援事業所や当事者が集まる会議体等で配布した。 (支援内容) ・ 障害者虐待に係る通報・届出の受理 ・ 養護者による障害者虐待の防止 ・ 養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護に係る相談、指導、助言 ・ 養護者による障害者虐待を受けた障害者を一時保護するための居室の確保 ・ 啓発活動 (主な実績) 障害者虐待に係る通報・相談件数 平成30年度: 47件(うち、虐待と認定したもの5件) 平成29年度: 21件(うち、虐待と認定したもの1件) 平成28年度: 19件(うち、虐待と認定したもの1件) 平成27年度: 33件(うち、虐待と認定したもの4件)</p>																
評価1	<p>(CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか</p> <p>実施できた項目に <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください</p> <p><input type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとらわれずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓</p>																
評価2	<p>(CHECK) 数値目標</p> <p>目標項目</p> <table border="1"> <tr> <th>目標・実績</th> <th>目標値</th> <th>達成年度</th> <th>年度</th> <th>30年度</th> <th>元年度</th> </tr> <tr> <td>実績の評価</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>達成している</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>下回った</td> <td>備考</td> </tr> </table>					目標・実績	目標値	達成年度	年度	30年度	元年度	実績の評価	<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考
目標・実績	目標値	達成年度	年度	30年度	元年度												
実績の評価	<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考												
評価3	<p>(CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容</p> <p>男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について</p>																
課題	<p>(CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。</p>																
今後の方向性	<p>(ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。</p> <p>障害者虐待の防止対策については障害者虐待防止センターでのOJTによる人材育成や関係機関との連携に取り組み、引き続き、支援体制の確保に努める。また、虐待防止制度や緊急通報先の一層の周知に向けては、これまでの取組に加え、障害者差別解消法や新たに制定された「尼崎市長人権文化いきづまづくり条例」の取組とあわせた啓発を企画していくなど、より効果的な方法を取り入れていく。</p>																

【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票(令和元年度実施内容分)

局	健康福祉局	課	疾病対策課、障害福祉政策担当	事業番号	1514
事業概要 (PLAN)	<p>基本目標 1 男女の人権の尊重と暴力の根絶</p> <p>方針 5 障害者・高齢者福祉における配慮 重点方針</p> <p>施策の方向 1 障害者・高齢者の生活自立支援・人権擁護</p> <p>事業番号/事業名 1514 障害者(児)相談支援事業</p> <p>事業内容 障害者(児)の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等や権利擁護のために必要な援助を行う。</p> <p>令和元年度に向けた方向性 (PLAN) 【課題】相談回数の増加や相談内容の複雑化・専門化に対応するため、委託相談支援事業所においては、相談員の人材確保やスキルアップが課題となっている。また、令和元年10月に開設する子どもの育ち支援センターの取組等によって、発達に課題を抱える子どもの相談支援ニーズの高まりが想定されることや、高齢化に伴って親元からの自立等が増えていくことも想定されるため、それらへの的確な対応や支援が求められる。 【今後の方向性】今後も高まる相談支援ニーズに対応するため、引き続き、委託相談事業所の連絡会を定期的に開催し、基幹相談支援センターの相談支援専門員がより効果的な研修等を企画・実施するなどして、相談員の知識や支援力の向上に取り組む。また、子どもの育ち支援センターとも連携を密に図りながら、発達に課題を抱える児童の切れ目のない支援に取り組むとともに、委託相談支援事業所等と本市の相談支援体制のあり方について共有を図ることで、一層の連携強化に繋げていく。</p>				
参考	関連する計画				
実施内容 (DO)					
令和元年度	別紙参照				
前年30年度	別紙参照				
評価1	(CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか				
実施できた項目に <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとられずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓				
評価2	(CHECK) 数値目標				
目標項目					
目標・実績	目標値	達成年度	年度	30年度	元年度
実績の評価	<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考
評価3	(CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容				
	男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について				
課題	(CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。				
	相談回数の増加に伴い、その内容も複雑化かつ専門化していることから、委託相談支援事業所については、障害福祉サービス以外の制度等も含めた知識の向上が必要となっている。平成29年度からは「基幹相談支援センター」の相談支援専門員も参画して研修等を実施するなど、事業所への支援に努めているが、各事業所においては業務繁忙や退職等もあり、相談員の人材確保やスキルアップが課題となっている。また、いくしあと児童発達支援センターなど療育支援機関との利用者の引き継ぎにおいて、一定のスキームが確立できていないため、情報伝達や情報共有が速やかに実施できるよう整理していかなければならない。				
今後の方向性	(ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。				
	今後も高まる相談支援ニーズに対応するため、引き続き、委託相談支援事業所の連絡会を定期的に開催し、基幹相談支援センターの相談支援専門員がより効果的な研修等を企画・実施するなどして、相談員の知識や支援力の向上に取り組む。また、定期的にくしあと障害児の支援機関等との意見交換の場を持ち、事例を参考に運用の改善を図るとともに、連携・情報共有に取り組みながら、発達に課題を抱える児童の切れ目のない支援に取り組んでいく。				

33 別紙

1514 別紙

実施内容	
令和元年度	<p>【障害者相談支援事業】 (実施概要) 支援を必要とする人の増加や諸制度の周知・普及に加え、子どもの育ち支援センター(いくしあ)からの支援の引継ぎ等により、委託相談支援事業所の延べ相談回数(令和元年度:23,634回)や当該事業所等における発達障害の人等の相談者数(令和元年度:269人)は、近年高い水準で推移している。これらの相談への適切な対応・支援に向けて、毎月開催する委託相談支援事業所や基幹相談支援センターの連絡会で情報共有や事例検討、テーマ別研修を行うほか、いくしあとの連絡会も開催して、近況や課題の共有、今後の連携策等について意見交換を行った。</p> <p>(支援内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) ・社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導等) ・社会生活力を高めるための支援 ・ピアカウンセリング(尼崎市身体障害者福祉センターに限る) ・権利擁護のために必要な援助 ・専門機関の紹介 ・尼崎市自立支援協議会の運営 <p>(主な実績)</p> <p>委託相談支援事業所における延べ相談回数 令和元年度: 23,634回(実人数1,479人: 18歳未満 610人、18歳以上65歳未満 825人、65歳以上 44人) 平成30年度: 20,780回(実人数1,421人: 18歳未満 589人、18歳以上65歳未満 783人、65歳以上 49人) 平成29年度: 20,313回(実人数1,592人: 18歳未満 554人、18歳以上65歳未満 988人、65歳以上 50人) 平成28年度: 19,020回(実人数1,348人: 18歳未満 370人、18歳以上65歳未満 924人、65歳以上 54人) 平成27年度: 17,826回(実人数1,311人: 18歳未満 378人、18歳以上65歳未満 884人、65歳以上 49人)</p>
前年30年度	<p>【障害者相談支援事業】 (実施概要) 委託相談支援事業所(6法人・7事業所)の延べ相談回数や当該事業所等における発達障害の人等の相談者数(平成30年度:223人)は、支援を必要とする人の増加や諸制度の周知・普及等に伴い、近年高い水準で推移している。なお、一事業所だけでは対応が困難なケースについては、他の支援機関とも連携を図りながら、その対応や支援にあたった。また、委託相談支援事業所の連絡会を毎月開催し、事業所間の情報共有を図るとともに、基幹相談支援センターに配置した相談支援専門員が事例検討や研修等を企画・立案することで、相談員のスキルアップを図った。</p> <p>(支援内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) ・社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導等) ・社会生活力を高めるための支援 ・ピアカウンセリング(尼崎市身体障害者福祉センターに限る) ・権利擁護のために必要な援助 ・専門機関の紹介 ・尼崎市自立支援協議会の運営 <p>(主な実績)</p> <p>委託相談支援事業所における延べ相談回数 平成30年度: 20,780回(実人数1,421人: 18歳未満 589人、18歳以上65歳未満 783人、65歳以上 49人) 平成29年度: 20,313回(実人数1,592人: 18歳未満 554人、18歳以上65歳未満 988人、65歳以上 50人) 平成28年度: 19,020回(実人数1,348人: 18歳未満 370人、18歳以上65歳未満 924人、65歳以上 54人) 平成27年度: 17,826回(実人数1,311人: 18歳未満 378人、18歳以上65歳未満 884人、65歳以上 49人)</p>

33 別紙